

令和 6 年度
美唄市労働基本調査報告書

令和 7 年 2 月

美唄市経済部経済観光課
美 唄 商 工 会 議 所

は じ め に

平素より、本市労働行政の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

長期にわたる物価・エネルギー価格の高騰は、様々な産業に影響を及ぼし、国民の暮らしをはじめ、企業の皆様を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

雇用情勢におきましても、令和6年12月の本市の有効求人倍率は1.18倍を記録し、所管のハローワーク岩見沢の1.11倍、北海道全体の1.01倍に比べ人手不足感がより強まっており、雇用のミスマッチや最低賃金引上げによる負担増などの背景がある中、人材の確保が課題となっています。

そのような背景のなか、道では人材確保支援事業として、労使双方に支援金等を支給する施策が実施されています。

法制度では、令和7年4月から段階的に施行される「育児・介護休業法」による仕事と家庭の両立支援の拡充、高年齢者雇用では、継続雇用制度の経過措置が令和7年3月31日をもって終了し、また障害者雇用では、令和8年までに障害者雇用率の段階的な引上げなど、雇用体制の改革が進められています。

こうした刻々と変わる社会経済環境や雇用情勢に対応し、今後の労働行政や産業振興施策を推進していくための基礎資料として、市内事業所における賃金や労働条件等の実態について調査を実施いたしました。

調査方法や調査項目等については限られたものであり、この調査結果が本市の労働事情をすべて捉えているとは言えませんが、事業所を支える人材の確保など、就業環境の整備に向けた資料としてご活用いただければ幸いです。

終わりに、本調査を実施するにあたり、業務ご多忙の中、ご協力いただきました事業所の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年2月

美 唄 市
美 唄 商 工 会 議 所

I	調査の概要	1
II	調査結果	3
1.	従業員について	3
(1)	従業員の内訳	3
(1) - 1 - ②	雇用形態別・男女別従業員及び障がい者従業員構成	3
(1) - 1 - ③	産業・雇用形態別従業員構成	4
(1) - 2	年齢別正社員数	4
(1) - 3	年齢別パートタイマー数	5
(1) - 4	年齢別臨時・季節従業員数	5
(2)	従業員の住所地	5
(3)	従業員の増減	6
(4)	労働力の過不足	6
(5)	必要としている労働力	6
(6)	必要としている職種	7
(8)	役職者について	7
(9)	女性管理職の増員や登用	7
2.	正社員の労働状況について	8
(1)	職種別従業員数	8
(2) - 1	令和6年4月の新規学卒者の採用者数	8
(2) - 2	令和6年4月の新規学卒者を採用しなかった理由	8
(2) - 3	令和7年4月の新規学卒者の採用予定者数	9
(2) - 4	令和7年4月の新規学卒者の採用を予定しない理由	9
(3)	労働時間について	9
(3) - 1	1日の所定労働時間	9
(3) - 2	1週間の所定労働時間	9
(3) - 3	所定外（時間外）労働時間	10
(4)	休日・休暇について	10
(4) - 1	週休二日制の実施状況	10
(4) - 2	年次有給休暇の取得日数	10
(4) - 3	年次休暇の実施状況	11
3.	正社員の賃金状況について	11
(1) - 1	初任給の状況	11
(1) - 2	年齢別月額平均賃金	12
(2)	賃金改定状況	12
(3)	各種手当支給状況	12
4.	定年・再雇用・退職金状況について	13
(1)	定年制度	13
(2)	定年延長	13
(3)	再雇用	14

(4) 退職金制度	14
5. 保険・福利厚生制度について	15
(1) 保険制度	15
(2) 福利厚生制度	15
6. パートタイマーの雇用状況について	15
(1) 雇用理由	16
(2) 職種別雇用人数・年齢・賃金	16
(3) 1週間の平均労働日数	16
(4) 1日の平均労働時間	17
(5) 就業規則	17
(6) 労働条件明示	17
7. 外国人の雇用について	18
(1) 雇用状況と雇用形態	18
(2) 雇用予定	18
(3) 雇用理由	18
(4) 雇用する場合の課題	18
8. 働き方改革について	18
(1) 取組状況	19
(2) 取組の種類	19
9. 物価高・エネルギー高騰について	19
(1) 事業への影響	20
(2) 価格への転嫁	20
(3) 対策への取組み	20
(4) 活用した支援策	20
10. 経営状況について	21
(1) 売上高について	21
(2) 経常利益について	21
(3) 資金繰りについて	21
(4) 当面する経営上の問題点について	21
(5) 今後の景気状況について	22
11. 設備投資について	22
(1) 令和6年度の設備投資状況について	22
(2) 令和7年度の設備投資予定について	22
12. 公的支援について	23
13. 美唄市中小企業等振興補助金について	23
(1) 振興条例4条に規定する補助金について	23
(2) 今後活用したい補助メニュー	23

I 調 査 の 概 要

1. 調査の目的

美唄市内の事業所における労働実態と経営状況及び設備投資の動向を把握し、労働行政上の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査基準日

令和6年8月31日とし、初任給については、4月現在とした。

3. 調査対象

市内に本社（本店）または営業所等を有する事業所を対象とする。
ただし、農業・林業・漁業、公務は対象外とする。

4. 調査方法

調査対象事業所へ調査票を郵送し、返信用封筒により回収した。

5. 調査票回収状況

調査対象事業所数・・・ 386社
回答事業所数・・・・・・ 194社
回答率・・・・・・・・・・ 50.3%

産業別回答状況

区 分	対象事業所数（件）	回答数（件）	回答率（%）
鉱業	2	2	100.0%
建設業	75	36	48.0%
製造業	38	32	84.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	100.0%
情報通信業	1	1	100.0%
運送業	18	11	61.1%
卸売・小売業	79	32	40.5%
金融・保険業	6	4	66.7%
不動産業	7	4	57.1%
飲食店・宿泊業	58	21	36.2%
医療・福祉	12	7	58.3%
教育・学習支援業	3	2	66.7%
複合サービス事業	7	6	85.7%
サービス業	79	35	44.3%
総数	386	194	50.3%

6. 用語の説明

(1) 正社員

- ・雇用期間の定めがなく、所定労働時間がフルタイムで常用雇用される労働者。

(2) パートタイマー

- ・所定労働時間が正社員に比べて短い労働者。

(3) 臨時職員

- ・一定の期間を定め、臨時的に雇用される労働者。

(4) 季節労働者

- ・季節的な労働需要に対し、一定の期間を定めて雇用される労働者。

(5) 事務系

- ・主として、事務的、経理、営業的な部門に従事する人。

(6) 技術系

- ・資格を有する作業、又は技術的訓練を基礎とした作業に従事する人。

(7) 労務系

- ・一般作業に従事する人。

(8) 賃金

- ・賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのもの(基本給、賞与、時間外・家族・住宅・通勤・手当等)。

(9) 所定労働時間

- ・会社が法定労働時間の範囲で自由に定めることができる労働時間。

7. 調査結果の留意点

- ・本調査における平均値は、単純集計平均値となっている。
- ・各集計項目によってはサンプル数にバラツキがあるため、必ずしも平均を表してはいない。

Ⅱ 調 査 結 果

1. 従業員について

(1) - 1 - ① 従業員の内訳

本調査の有効回答事業所194事業所の総従業員数は3,079人で、正社員は1,852人（60.1%）、パートタイマー労働者は727人（23.6%）、臨時・季節労働者は500人（16.2%）となっている。

障がい者の雇用状況は94人で、その内正社員は51人（54.3%）、パートタイマー労働者は28人（29.8%）、臨時・季節労働者は15人（16.0%）となっている。【表1・2】

表1 雇用形態別従業員構成

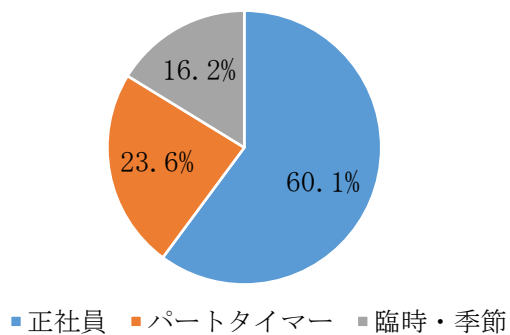
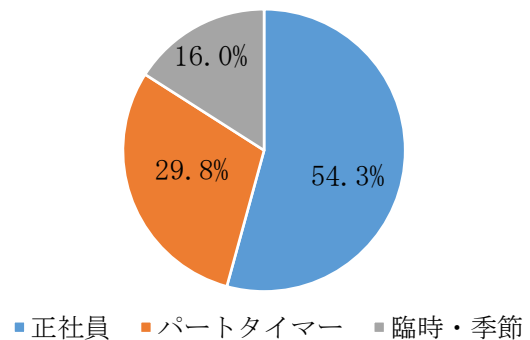


表2 雇用形態別障がい者従業員構成

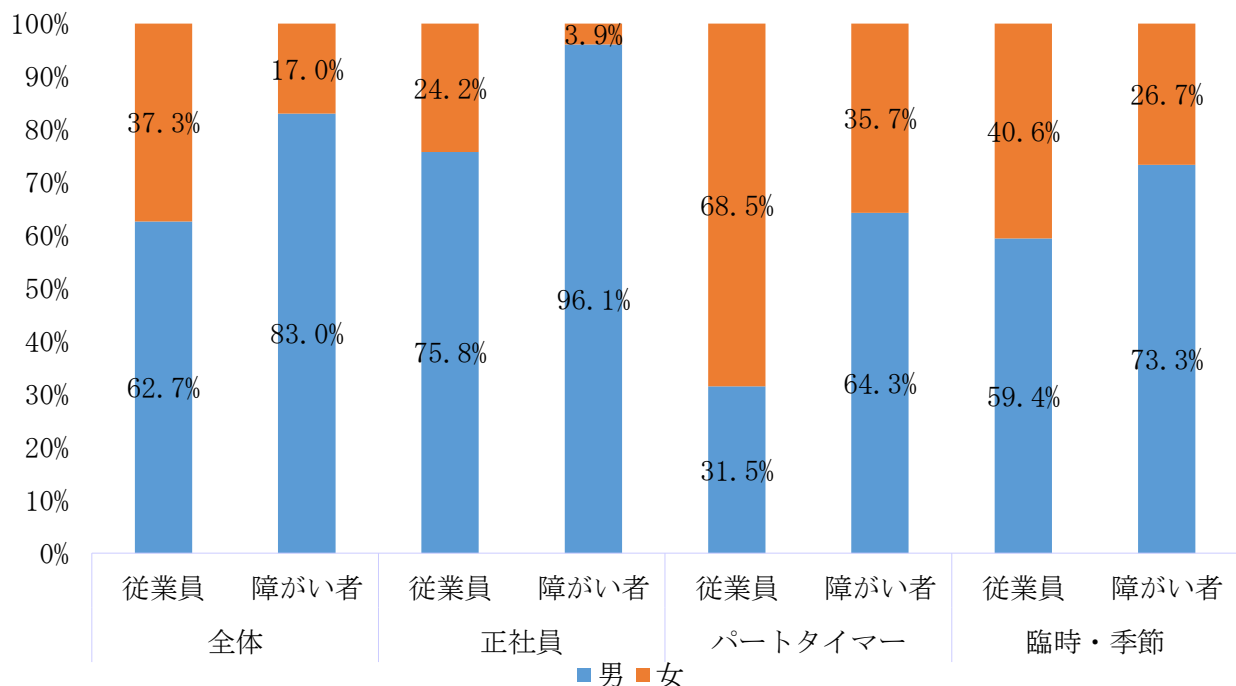


(1) - 1 - ② 雇用形態別・男女別従業員及び障がい者従業員構成

男女別従業員構成の総数では、男性62.7%、女性37.3%となっている。障がい者では、男性83.0%、女性17.0%となっている。

正社員の男女従業員構成比を見ると、男性が75.8%、女性が24.2%で、障がい者では、男性が96.1%、女性が3.9%となっている。【表3】

表3 雇用形態別・男女別従業員及び障がい者従業員構成

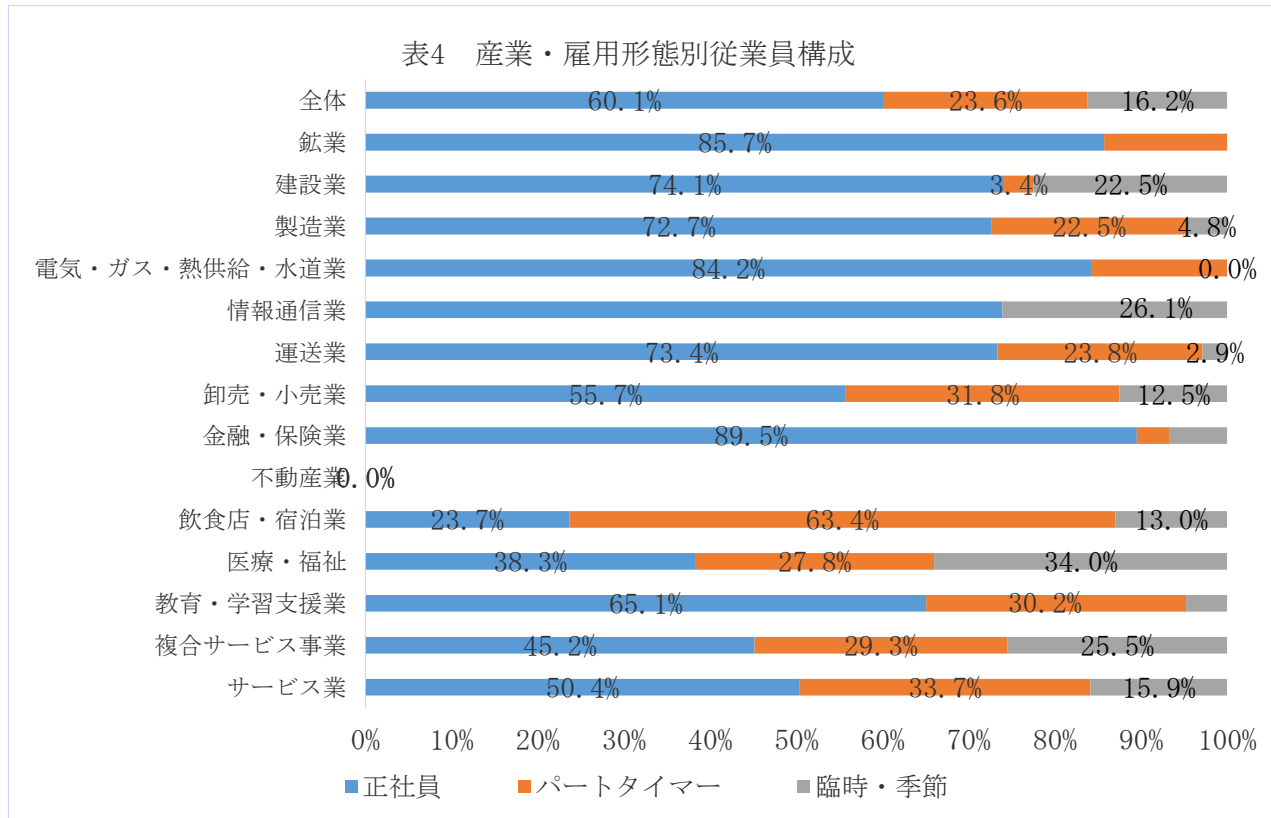


(1) - 1 - ③ 産業・雇用形態別従業員構成

産業別の雇用形態別正社員構成比率は、「金融・保険業」が89.5%と最も多く、次に「鉱業」が85.7%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が84.2%となっている。

パートタイム労働者の構成比率では、「飲食店・宿泊業」が63.4%と最も多く、次に「サービス業」が33.7%、「卸売・小売業」が31.8%となっている。

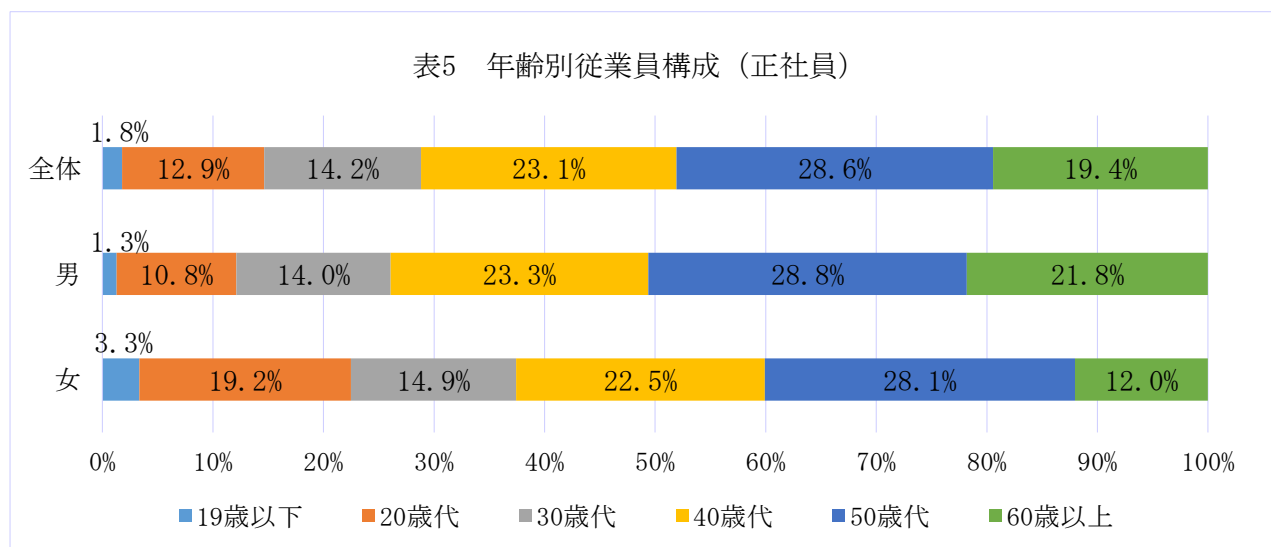
臨時・季節労働者構成比率では、「医療・福祉」が34.0%で最も多く、次に「情報通信業」が26.1%、「複合サービス業」が25.5%となっている。【表4】



(1) - 2 年齢別正社員数

正社員の年齢別構成を見ると、全体では50歳代が28.6%で最も多く、次に40歳代が23.1%、60歳以上が19.4%となっている。

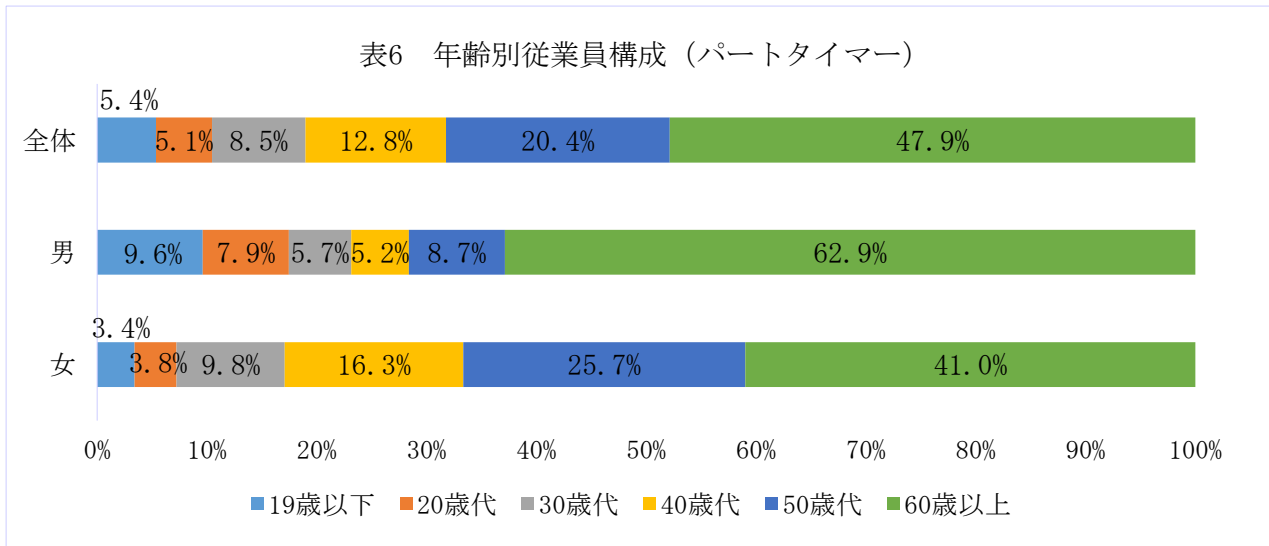
男女別に見ると、男性では、50歳代が28.8%で最も多く、次に40歳代が23.3%、60歳以上が21.8%で、女性では、50歳代が28.1%で最も多く、次に40歳代が22.5%、20歳以上が19.2%となっている。【表5】



(1) - 3 年齢別パートタイマー数

パートタイマーの年齢別構成を見ると、全体では60歳以上が47.9%で最も多く、次に50歳代が20.4%、40歳代が12.8%となっている。

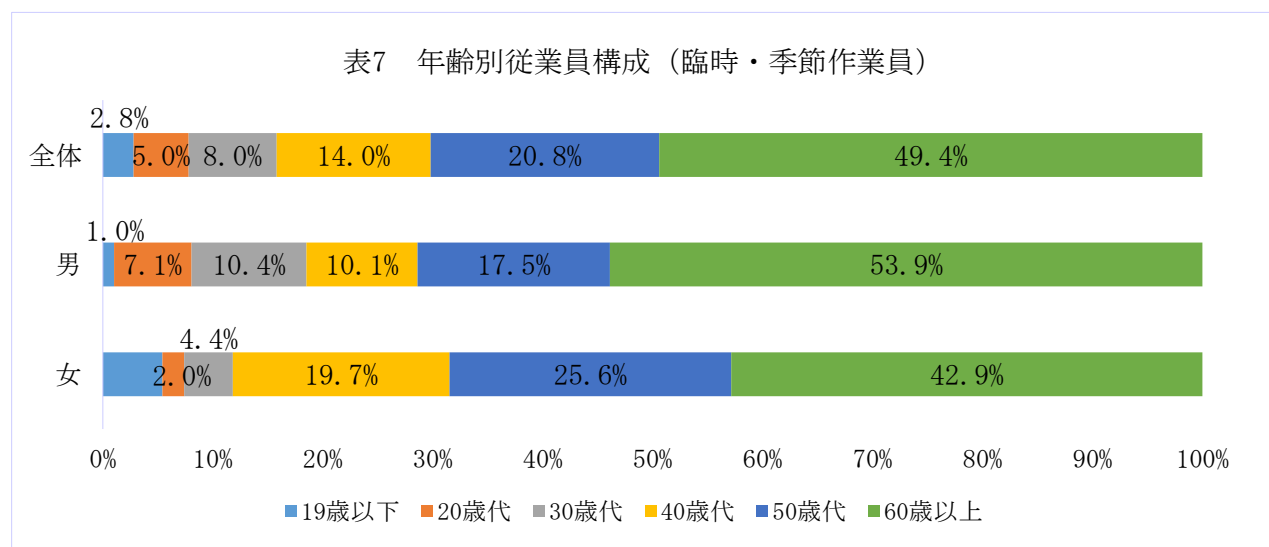
男女別に見ると、男性では、60歳以上が62.9%で最も多く、次に20歳代が9.6%、50歳代が8.7%で、女性では、60歳以上が41.0%で最も多く、次に50歳代が25.7%、40歳代が16.3%となっている。【表6】



(1) - 4 年齢別臨時・季節作業員数

臨時・季節作業員の年齢別構成を見ると、全体では60歳以上が49.4%で最も多く、次に50歳代が20.8%、40歳代が14.0%となっている。

男女別に見ると、男性では、60歳以上が53.9%で最も多く、次に50歳代が17.5%、30歳代が10.4%で、女性では、60歳以上が42.9%で最も多く、次に50歳代が25.6%、40歳代が19.7%となっている。【表7】



(2) 従業員の住所地

従業員の住所地を見ると、全体では市内在住者が70.8%で、市外在住者が29.2%となっている。【表8】

(3) 従業員の増減

従業員の増減割合では、「増えた」が40.5%で最も多く、次に「減った」が37.8%、「増減なし」が21.7%となっている。【表9】

表8 従業員の住所割合

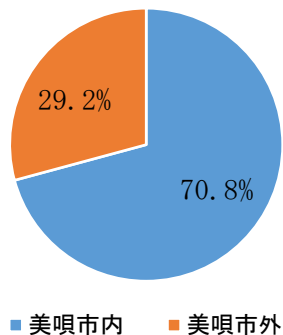
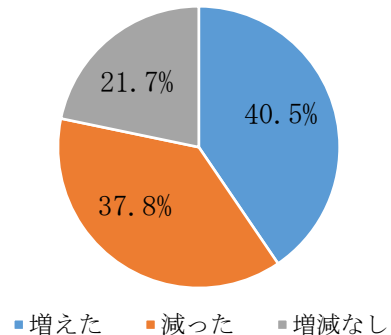


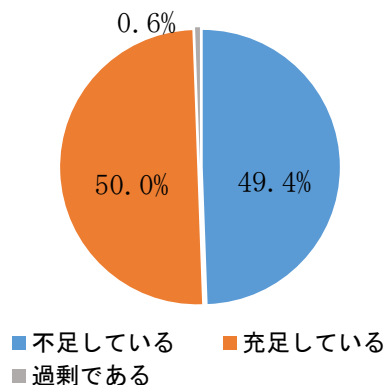
表9 従業員の増減割合



(4) 労働力の過不足について

労働力の過不足では、「充足している」が50.0%、「不足している」が49.4%となっている。【表10】

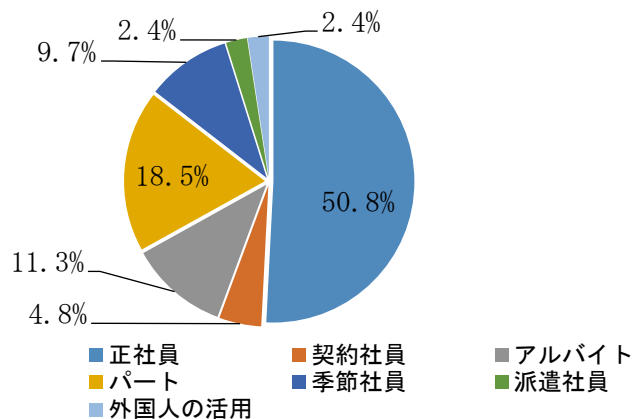
表10 労働力の過不足について



(5) 必要としている労働力

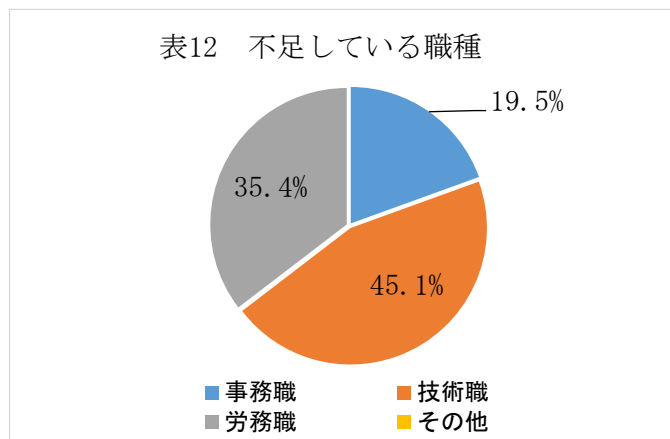
必要としている労働力では、「正社員」が50.8%で最も多く、次に「パート」が18.5%、「アルバイト」が11.3%となっている。【表11】

表11 必要としている労働力



(6) 不足している職種

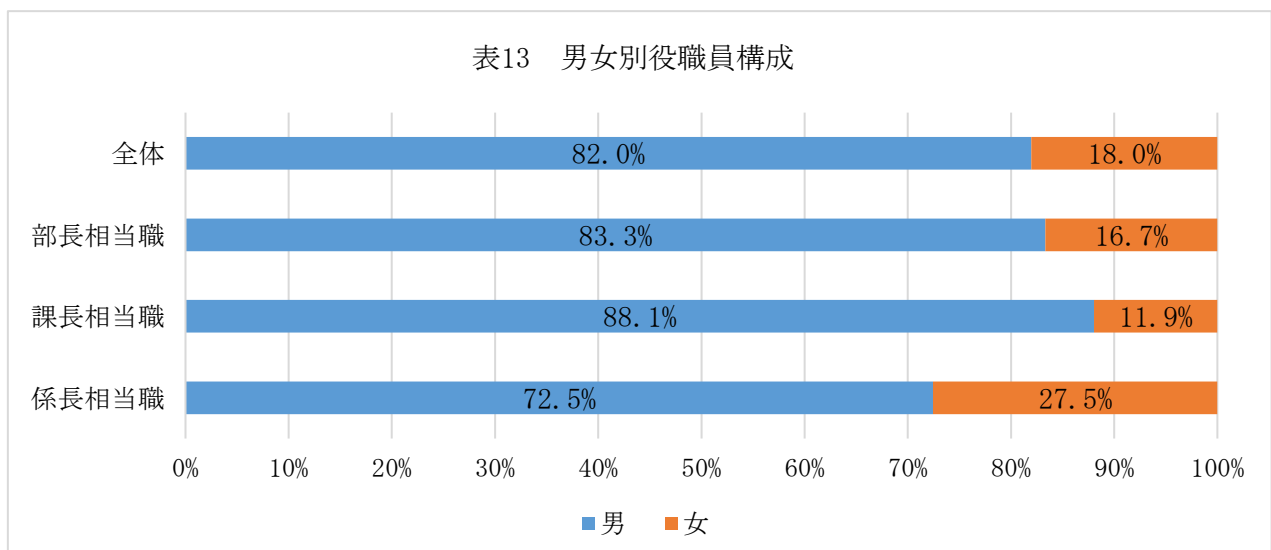
不足している職種では、「技術職」が45.1%で最も多く、次に「労務職」が35.4%、「事務職」が19.5%となっている。【表12】



(8) 役職員について

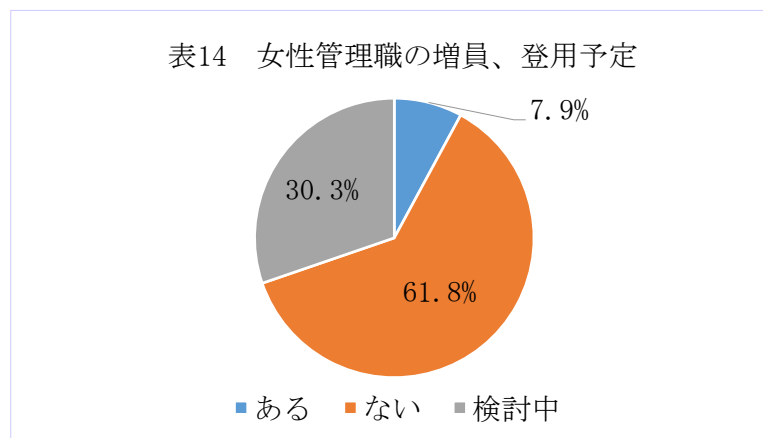
役職員の全体での男女構成比は、男性が82.0%、女性が18.0%となっている。

役職別の男女構成比を見ると、男性では、課長相当職が88.1%と最も多く、次いで部長相当職が83.3%、係長相当職が72.5%となっている。女性では、係長相当職が27.5%で最も多く、次いで部長相当職が16.7%、課長相当職が11.9%となっている。【表13】



(9) 女性管理職の増員や登用

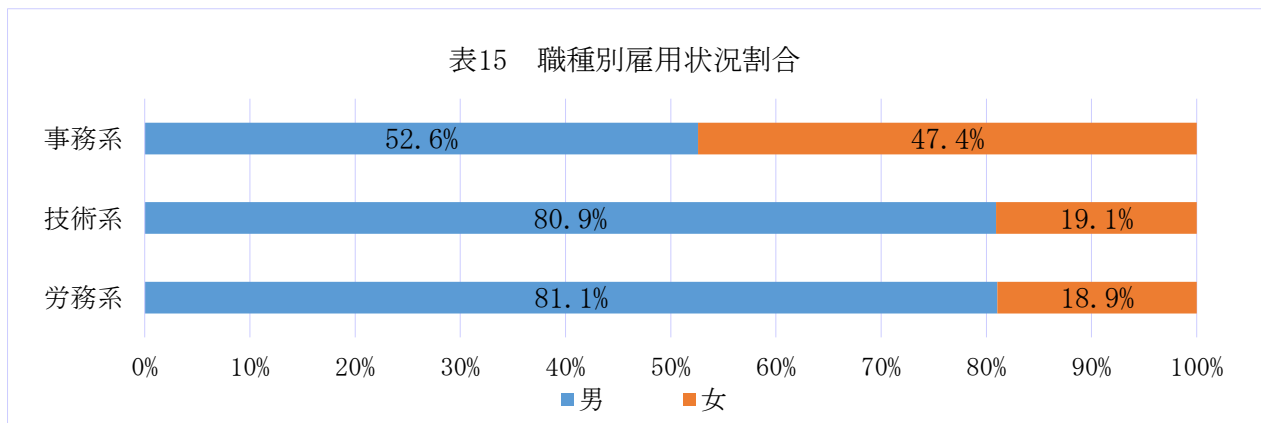
女性管理職の増員や登用予定では、「ない」が61.8%、「検討中」が30.3%、「ある」が7.9%となっている。【表14】



2. 正社員の労働状況について

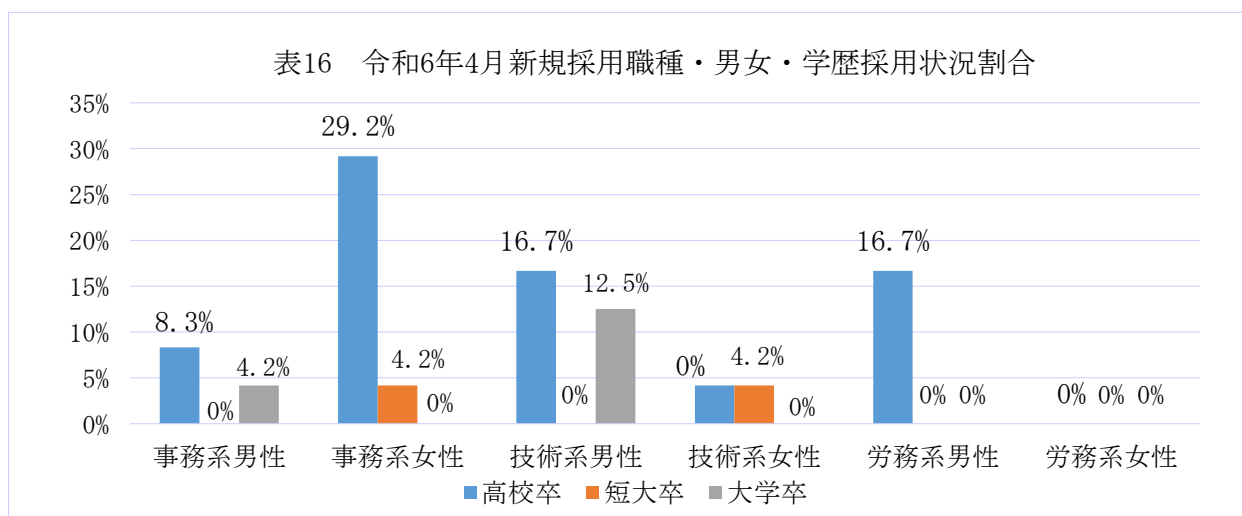
(1) 職種別雇用状況

職種別の男女の雇用状況を見ると、男性では労務系が81.1%で最も多く、次に技術系が80.9%、事務系が52.6%となっている。女性では事務系が47.4%で最も多く、次に技術系が19.1%、労務系が18.9%となっている。【表15】



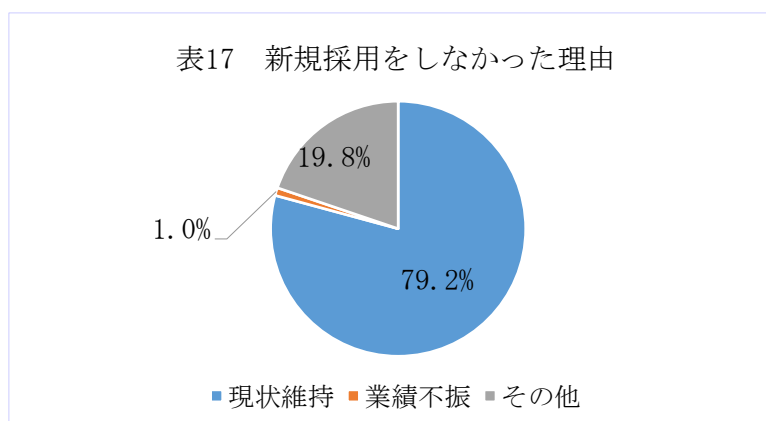
(2) - 1 令和6年4月の新規学卒者の採用者数

令和6年4月の全産業での新規学卒者の学歴、職種、男女別採用状況を見ると、高校卒業の事務系女性が29.2%で最も多く、次に高校卒業の技術系男性と高校卒業の労務系男性が16.7%となっている。【表16】



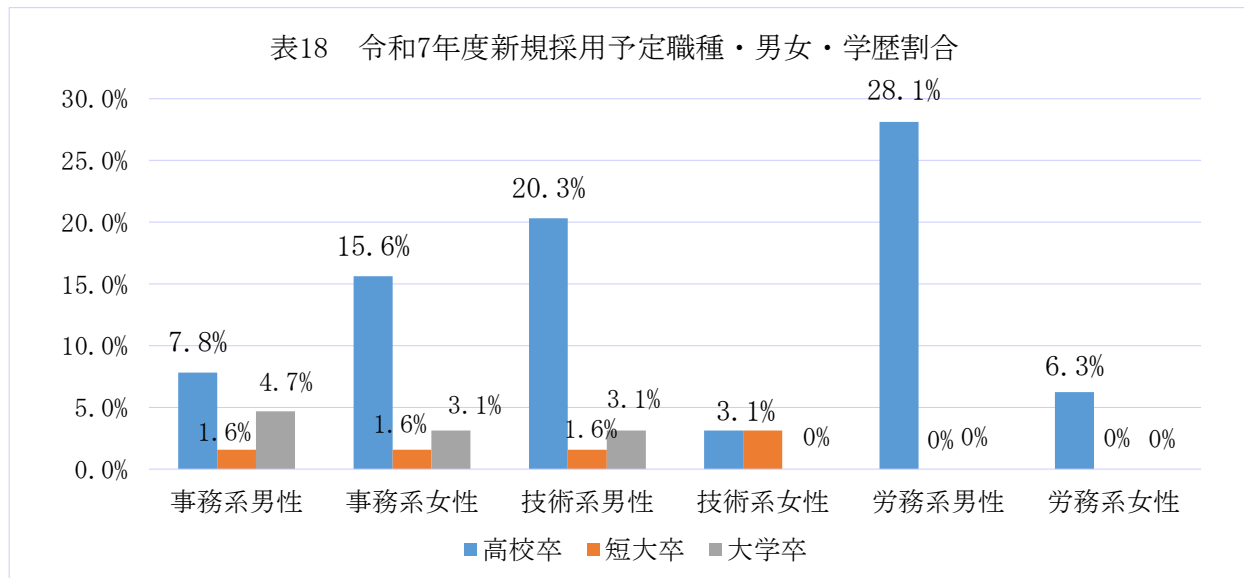
(2) - 2 令和6年4月の新規学卒者を採用しなかった理由

令和6年4月の採用をしなかった理由をみると、「現状維持」が79.2%で最も多く、「その他」が19.8%となっている。【表17】



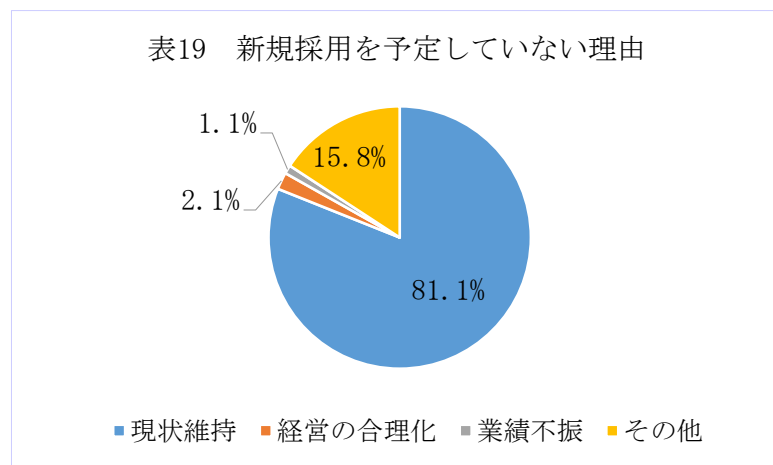
(2) -3 令和7年4月の新規学卒者の採用予定者数

令和7年4月の新規学卒者の学歴、職種、男女別採用予定状況を見ると、高校卒業の労務系男性が28.1%で最も多く、次に高校卒業の技術系男性が20.3%となっている。【表18】



(2) -4 令和7年4月の新規学卒者の採用を予定しない理由

令和6年4月の採用予定をしなかった理由を見ると、「現状維持」が81.1%で最も多く、「その他」が15.8%となっている。【表19】



(3) -1 1日の所定労働時間（休憩時間を除く）

1日の所定労働時間の内訳を見ると、「7時間30分～8時間以下」が55.9%と最も多く、次に「7時間以下」が17.6%、「7時間超～7時間30分以下」が16.5%となっている。【表20】

(3) -2 1週間の所定労働時間

1週間の所定労働時間の内訳を見ると、「38時間超～40時間以下」が55.0%と最も多く、次に「38時間以下」が23.2%、「40時間超」が24.6%となっている。【表21】

(3)－3 所定外（時間外）労働時間（一人当たりの1ヶ月の平均）

所定外の労働時間の内訳を見ると、「10時間以下」が65.2%と最も多く、次に「10時間超～20時間以下」が22.6%、「20時間超～30時間以下」が5.8%となっている。【表22】

表20 1日の所定労働時間

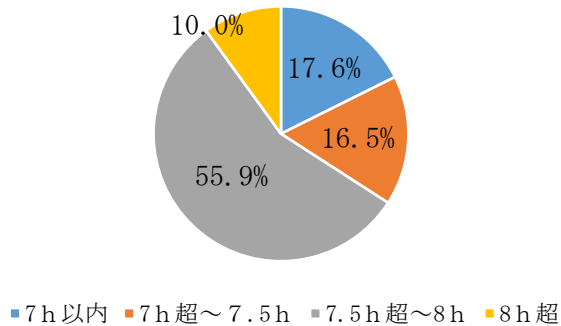


表21 1週間の所定労働時間

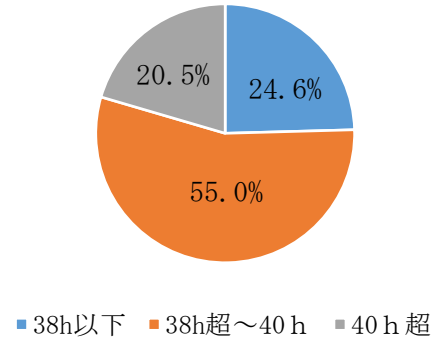
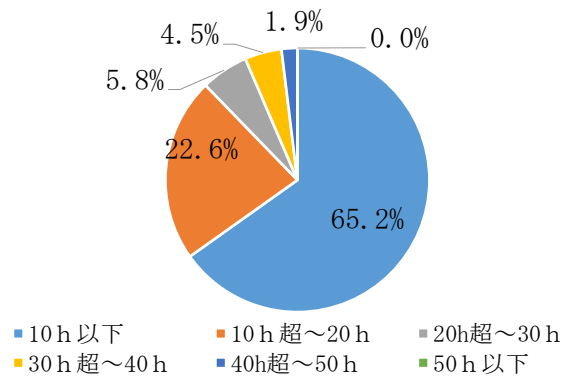


表22 所定外（時間外）労働時間



(4)－1 週休二日制の実施状況

週休二日制の実施状況を見ると、「完全週休二日制」が53.3%と最も多く、「隔週週休二日制」が26.2%、「月1回」が9.0%となっている。【表23】

(4)－2 年次有給休暇の取得日数

1年間の従業員の1人あたりの年次有給休暇取得日数では、「5日以上10日未満」が51.3%と最も多く、次に「10日以上」が29.9%、「5日未満」が18.8%となっている。【表24】

表23 週休二日制の実施状況

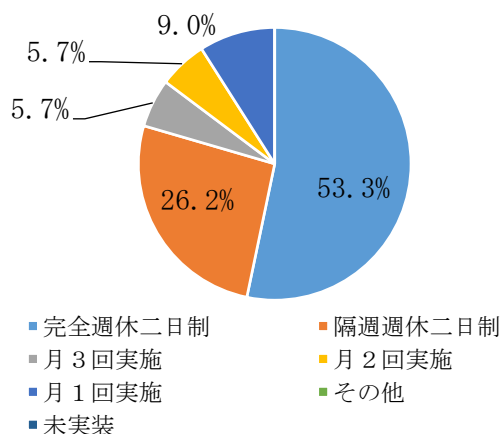
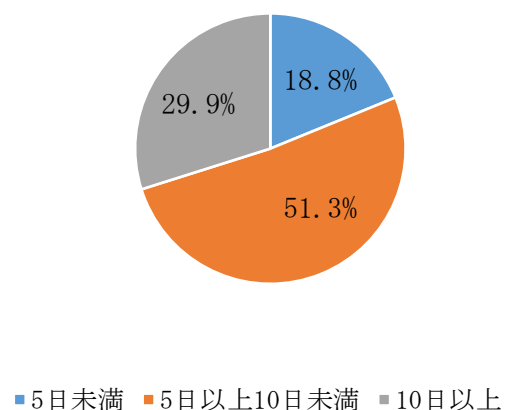


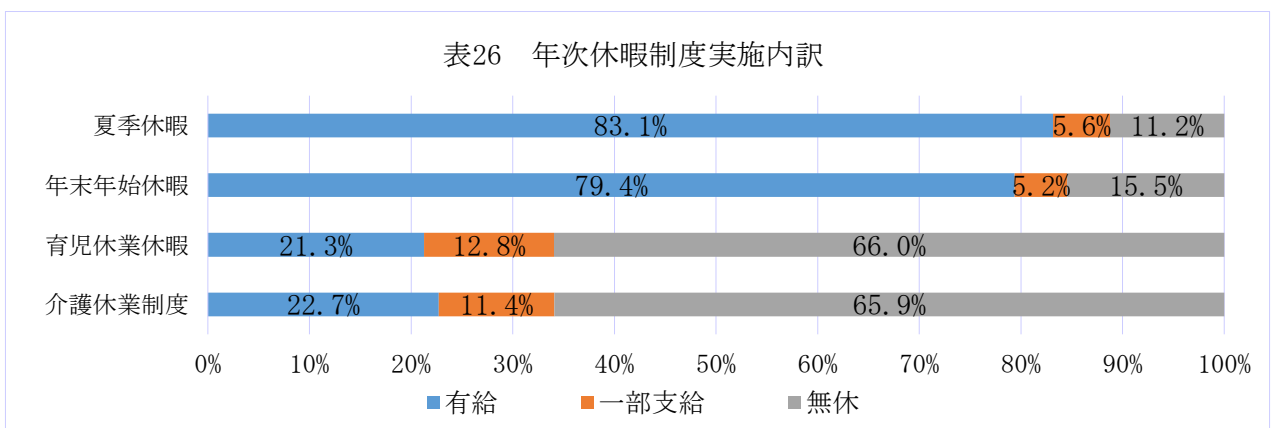
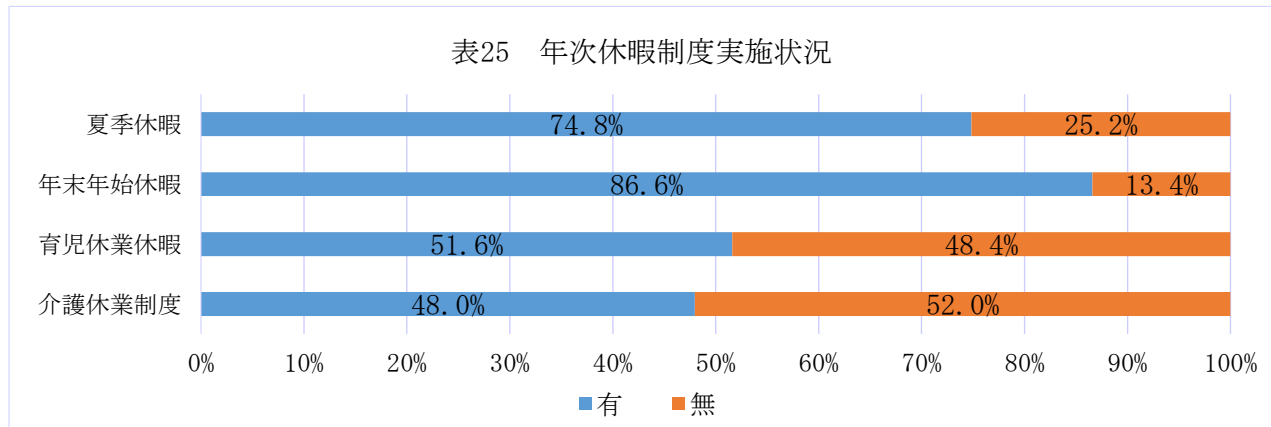
表24 1年間の年次休暇取得日数



(4)－3 年次休暇の実施状況

年次休暇について、夏期休暇、年末年始休暇、育児休業制度、介護休業制度の4項目について調査した結果、「有り」と回答した項目では、「年末年始休暇」が86.6%で最も多く、次に「夏期休暇」が74.8%、「育児休業制度」が51.6%となっている。

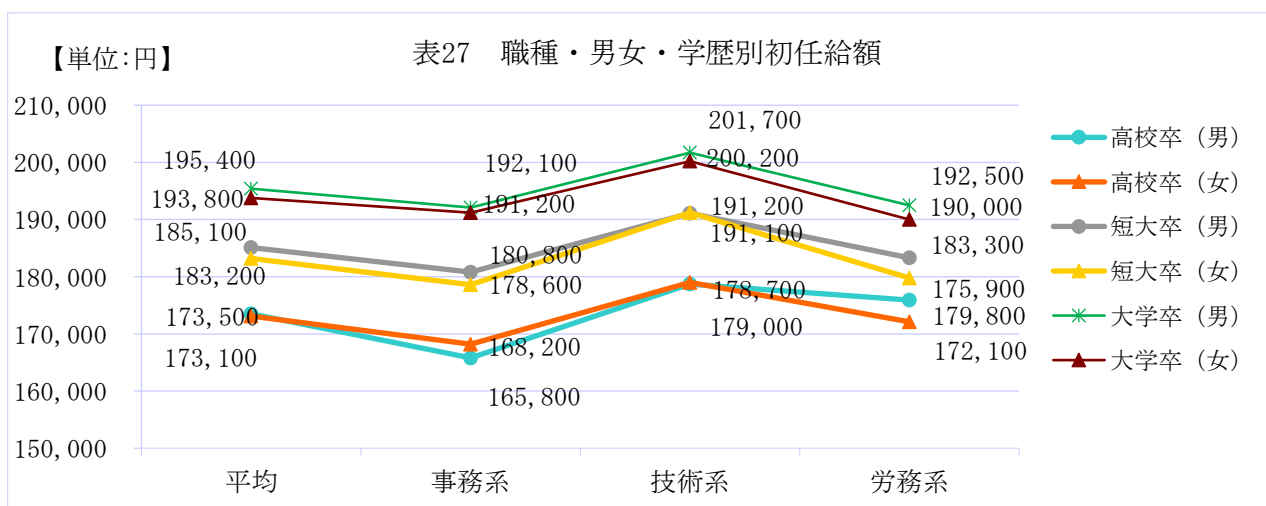
また、各休暇制度「有り」と回答のあったうち、有給休暇付与率が高いのは、「夏期休暇」の83.1%、次に「年末年始休暇」の79.4%となっている。【表25・26】



3. 正社員の賃金状況について

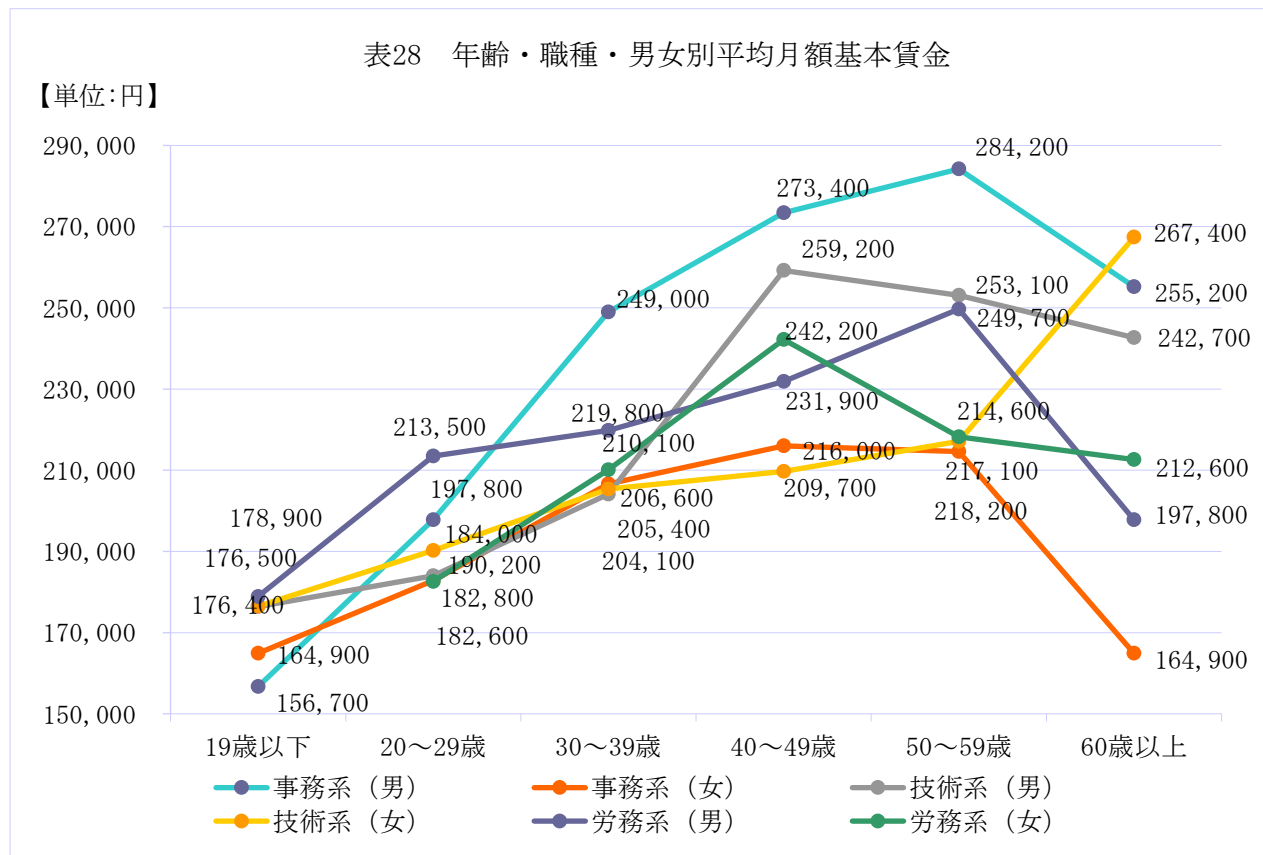
(1)－1 初任給の状況

職種・男女・学歴別の初任給の状況について、学歴別の平均賃金を見ると、最も高いのは大学卒業の男性で、195,400円となっており、最も低いのは高校卒業の女性で173,100円となっている。職種別で見ると、最も高いのは大学卒業の技術系男性で201,700円となっており、最も低いのは高校卒業の事務系男性で165,800円となっている。【表27】※表記は100円単位。



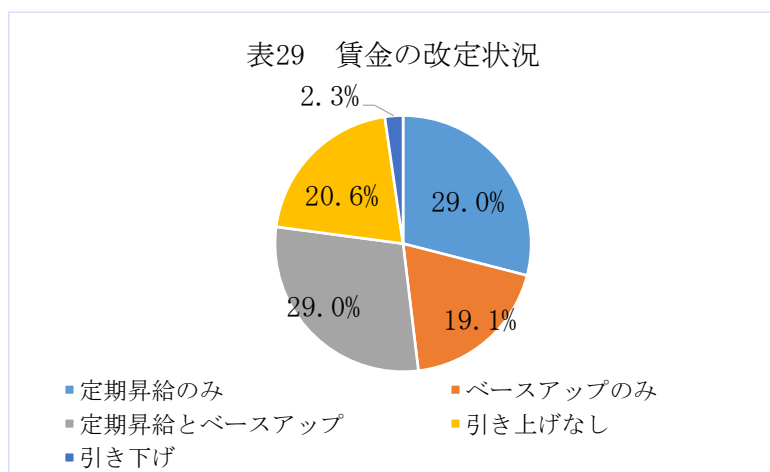
(1) - 2 年齢別平均月額基本賃金

職種・年齢・男女別の平均月額基本賃金を見ると、50～59歳の事務系男性が最も高く284,200円となっており、次に40～49歳の事務系男性が273,400円となっている。逆に最も低いのは19歳以下の事務系男性で156,700円となっている。【表28】※表記は100円単位。



(2) 賃金改定状況

令和5年度の賃金の改定状況を見ると、「定期昇給のみ」と「定期昇給とベースアップ」が29.0%で、「引き上げなし」が20.6%となっている。【表29】



(3) 各種手当支給状況

各種手当の支給状況を見ると、「通勤手当」が81.5%と最も多く、次に「冬季手当」が76.2%となっている。【表30】

手当の支給内訳を見ると、定率では「扶養手当」が87.3%と最も多く、定額では「燃料手当」が97.6%と最も多くなっている。【表31】

また、「通勤手当」「住宅手当」では定額支給が最も多くなっている。【表32】

表30 各種手当支給状況

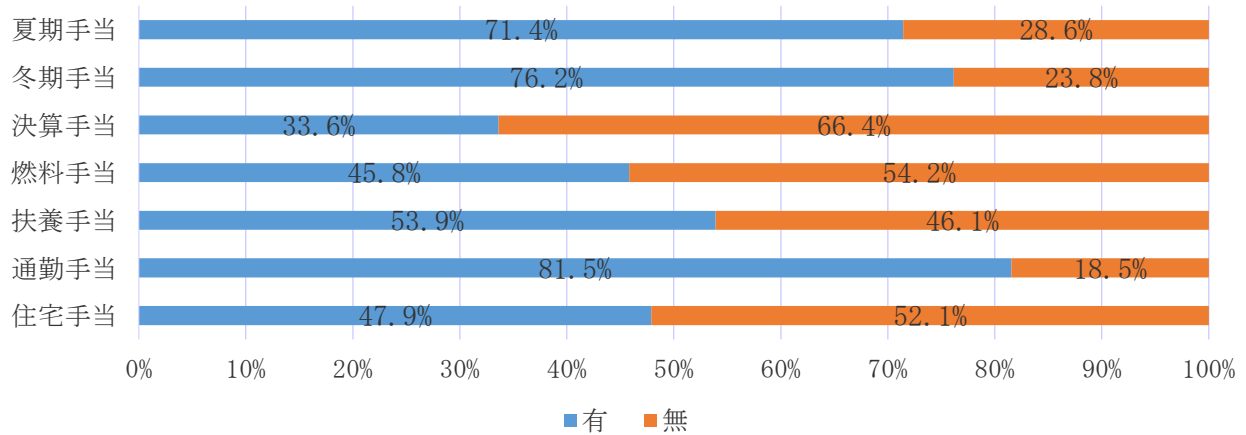


表31 手当別支給内訳①

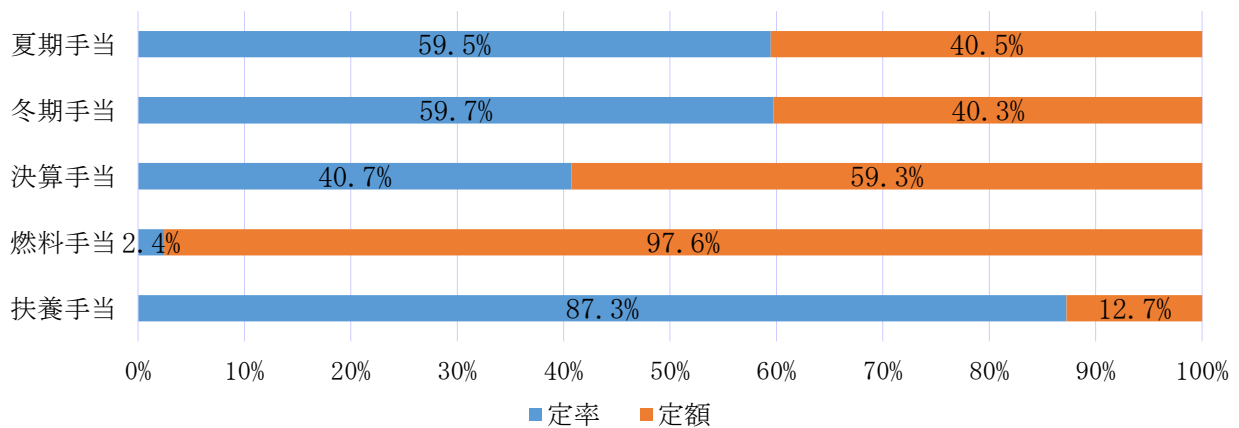
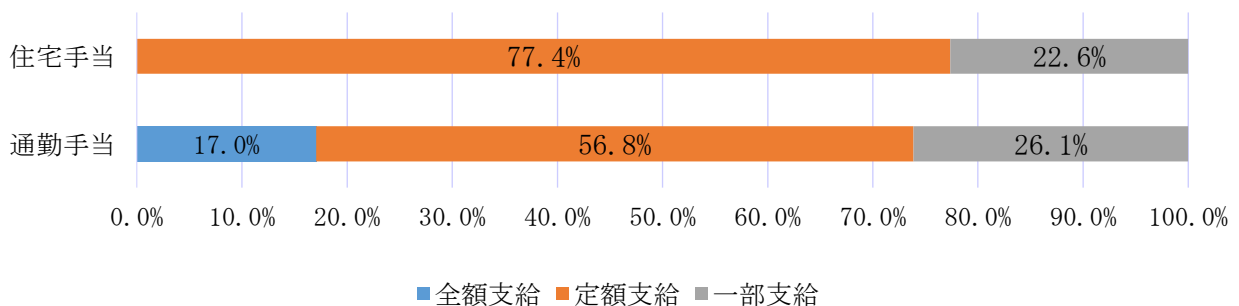


表32 手当別支給内訳②



4. 定年・再雇用・退職金状況について

(1) 定年制度

定年制度の状況を見ると、「定年制度有り」が66.9%となっている。【表33】

(2) 定年延長

定年延長の導入状況を見ると、「定年延長有り」が47.8%となっている。【表34】

表33 定年制度

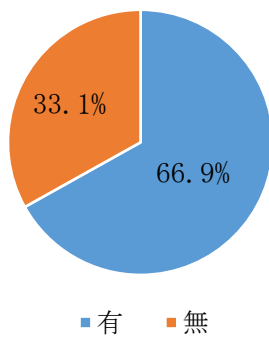
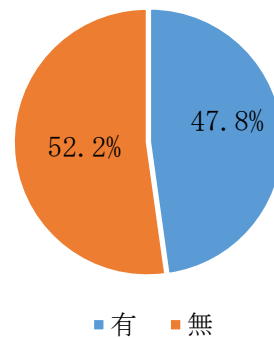


表34 定年延長



(3) 再雇用

再雇用の状況について、「再雇用有り」が66.4%となっており、その内訳を見ると、「嘱託採用」が94.3%、「臨時採用」が5.7%となっている。【表35・36】

また、採用期間の平均年数は、嘱託採用が4.2年で、臨時採用が3年となっている。

表35 再雇用

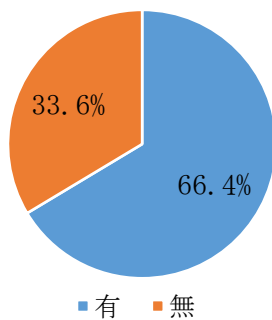
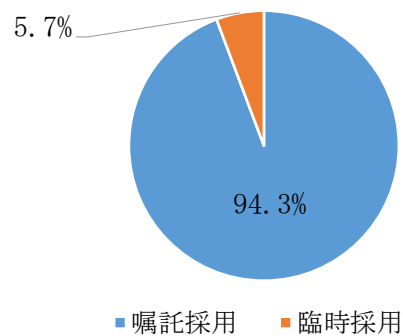


表36 再雇用内訳



(4) 退職金制度

退職金制度の状況を見ると、退職金共済制度「有り」が77.2%となっており、その内訳を見ると、「中小企業退職金共済制度」が43.8%、「自社制度」が33.0%、「建設業退職金共済制度」が19.6%となっている。【表37・38】

表37 退職金制度

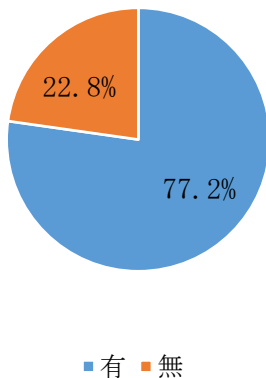
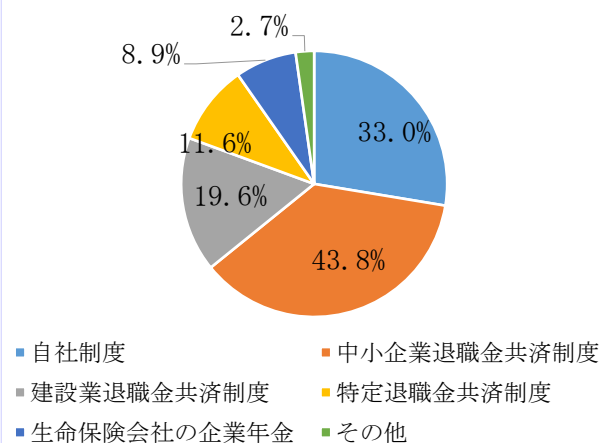


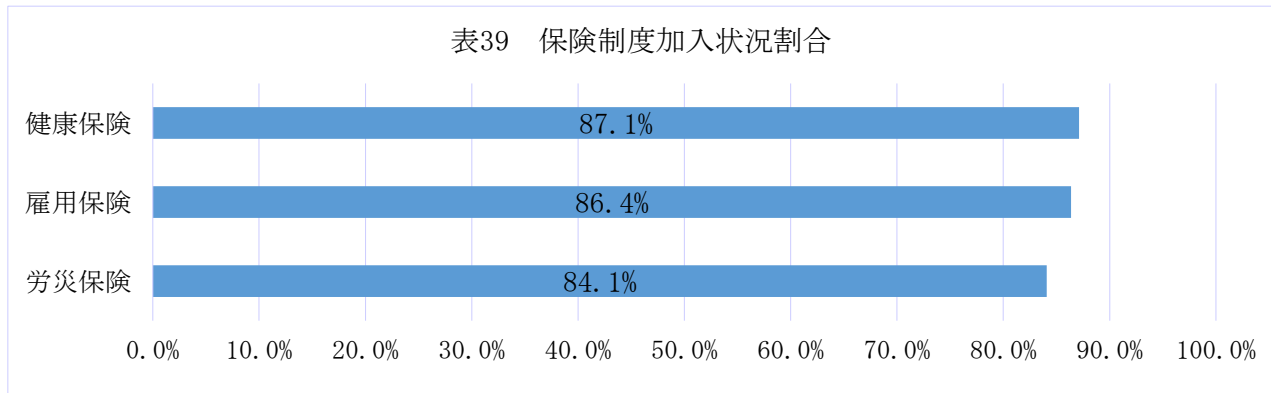
表38 退職金制度の内訳



5. 保険・福利厚生制度について

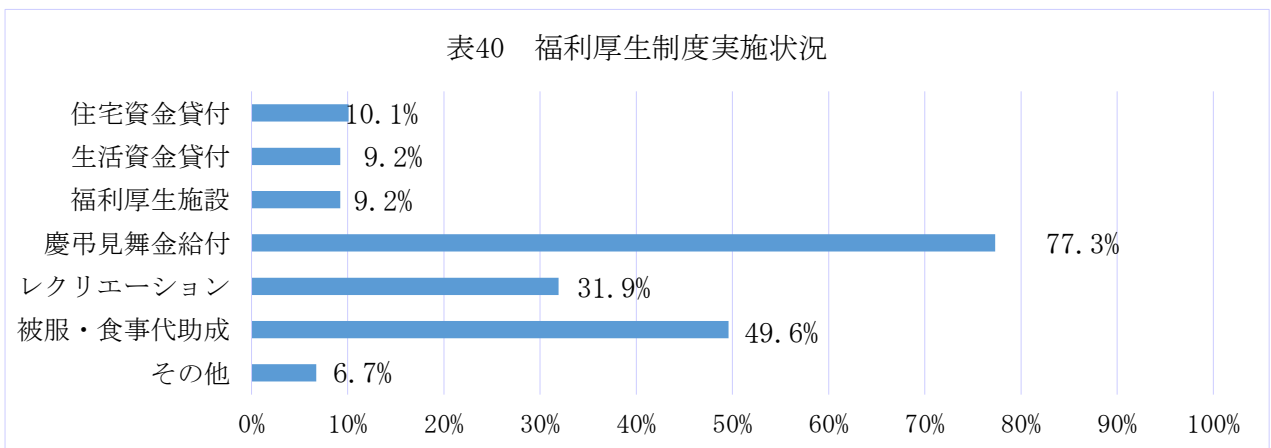
(1) 保険制度

保険制度について、全体の95.7%が「健康・雇用・労災保険」のいずれかに加入しており、その内訳を見ると、「健康保険」が87.1%、「雇用保険」が86.4%、「労災保険」が84.1%となっている。【表39】



(2) 福利厚生制度

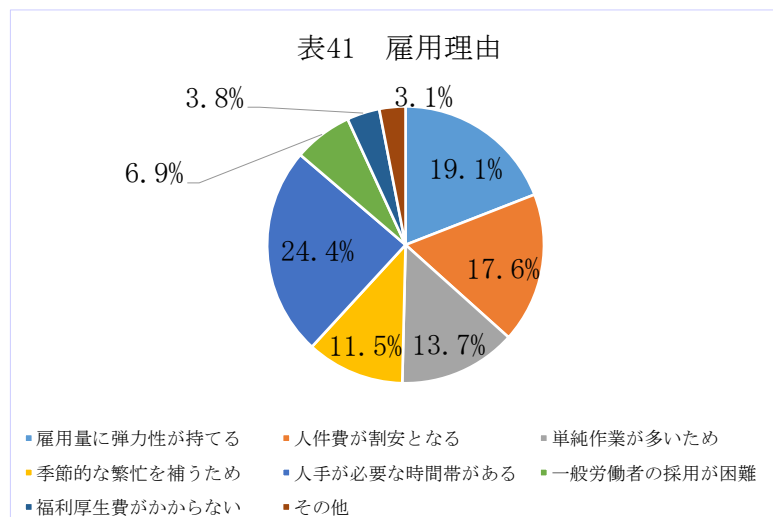
福利厚生制度について、全体の81.0%が福利厚生制度を実施しており、その内訳を見ると、「慶弔見舞金給付」が77.3%で最も多く、次に「被服・食事代助成」が49.6%となっている。【表40】



6. パートタイマーの雇用状況について

(1) 雇用理由

「人手が必要な時間帯がある」が24.4%と最も多く、次に「雇用量に弾力性が持てる」が19.1%、「人件費が割安となる」が17.6%となっている。【表41】



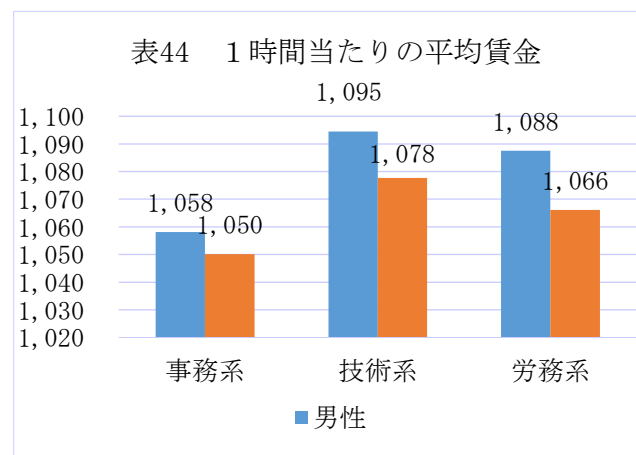
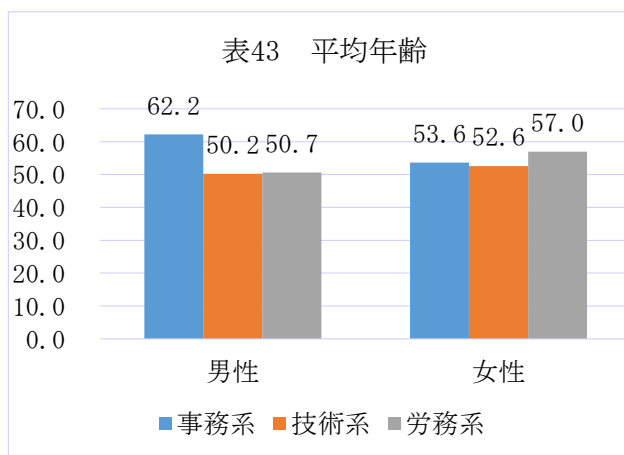
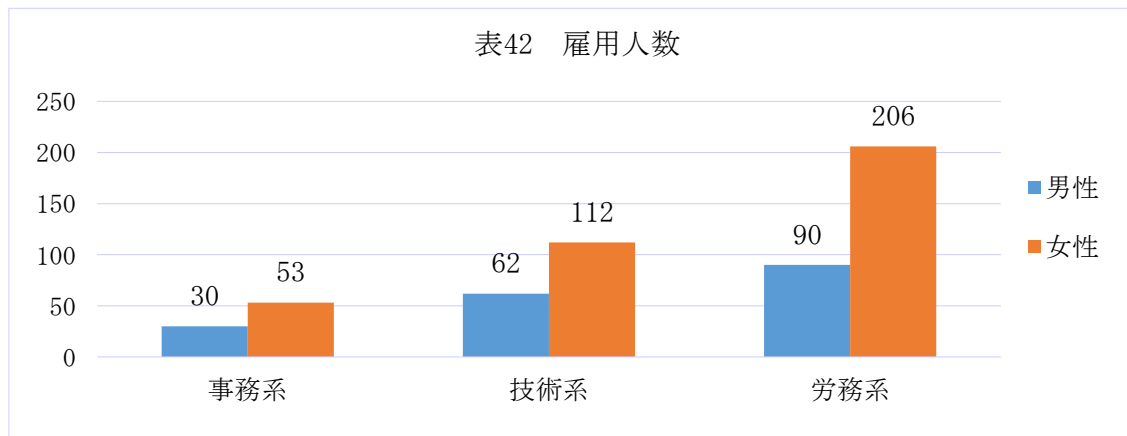
(2) 職種別雇用人数・年齢・賃金

職種別雇用人数・年齢・賃金の各状況を見ると、職種別の雇用人数では、労務系の女性が206人で最も多く、次に技術系の女性が112人となっている。【表42】

平均年齢では、技術系の男性が50.2歳で最も若く、次に労務系の男性が50.7歳となっている。

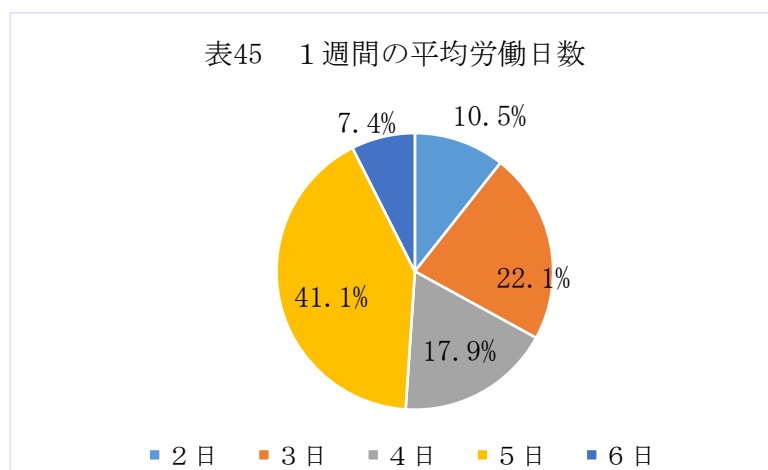
【表43】

1時間当たりの平均賃金では、技術系の男性が1,095円で最も高く、次に労務系の男性が1,088円となっている。【表44】



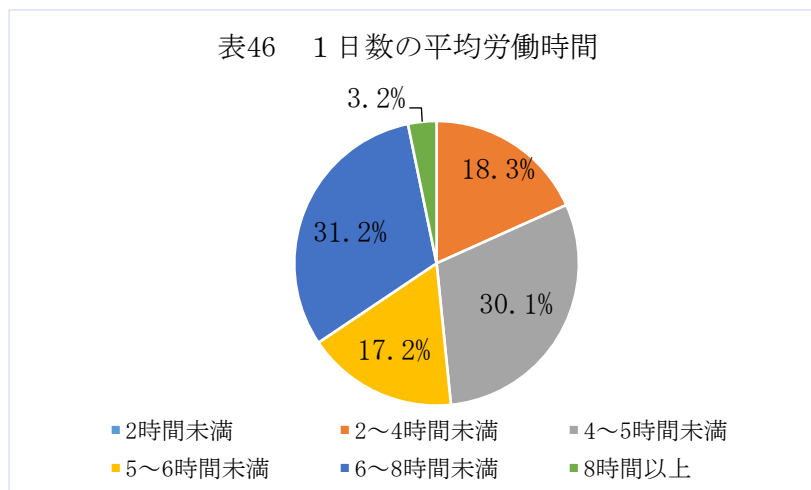
(3) 1週間の平均労働日数

1週間の平均労働日数を見ると、「5日間」が41.1%で最も多く、次に「3日間」が22.1%、「4日間」が17.9%となっている。【表45】



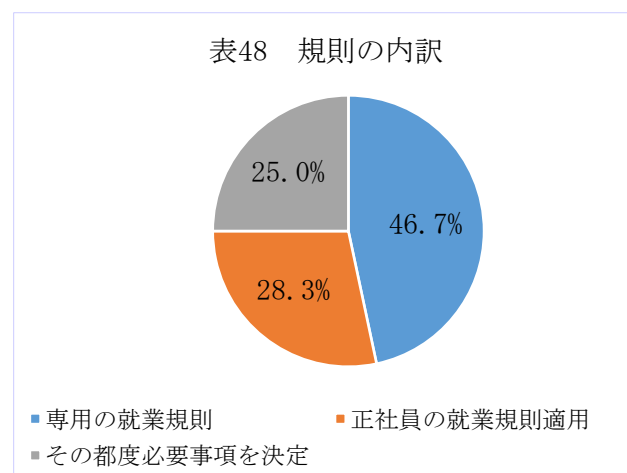
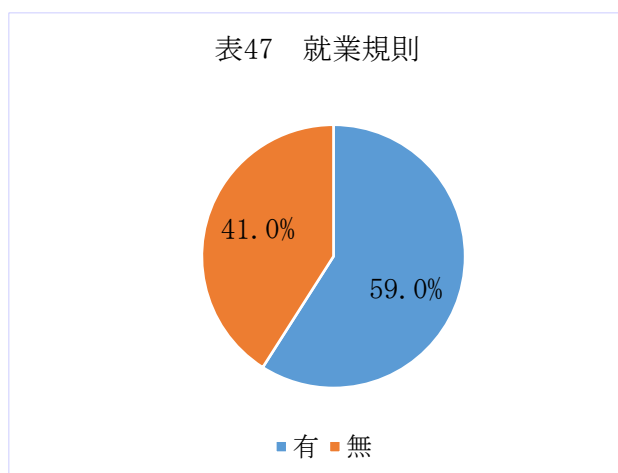
(4) 1日の平均労働時間

1日の平均労働時間を見ると、「6～8時間未満」が31.2%で最も多く、次に「4～5時間未満」が30.1%、「2～4時間未満」が18.3%となっている。【表46】



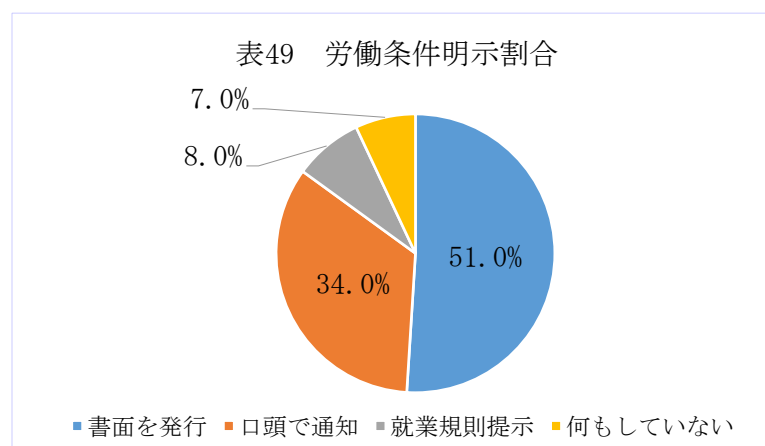
(5) 就業規則

就業規則の状況について、「就業規則有り」が59.0%となっており、その内訳を見ると、「専用の就業規則」が46.7%、「正社員の就業規則適用」が28.3%となっている。【表47・48】



(6) 労働条件明示

労働条件明示の状況を見ると、「書面を発行」が51.0%で最も多く、次に「口頭で通知」が34.0%、「就業規則提示」の8.0%となっている。【表49】



7. 外国人雇用について

(1) 雇用状況

雇用状況を見ると、「雇用している」が18.8%、「雇用していない」は81.2%となっている。
【表50】

(2) 今後の雇用予定

今後の雇用予定では、「ない」が77.4%、「検討中」が19.4%、「ある」が3.2%となっている。
【表51】

(3) 雇用する理由

雇用する理由では、人手不足解消が72.7%と最も多く、「多様性による社内活性化」が6.8%となっている。
【表52】

(4) 必要な支援

必要な支援では、「日本語の習得」が36.0%と最も多く、「住居の確保」が21.0%、「雇用方法の周知」が19.0%となっている。
【表53】

表50 外国人雇用割合

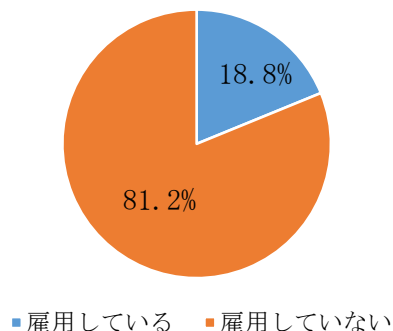


表51 今後の雇用予定

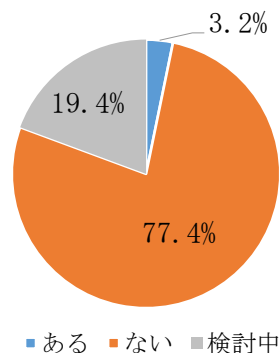


表52 雇用している理由

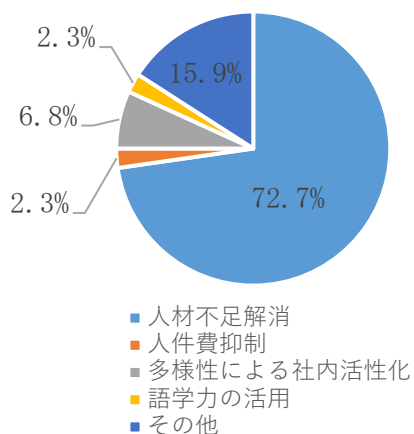
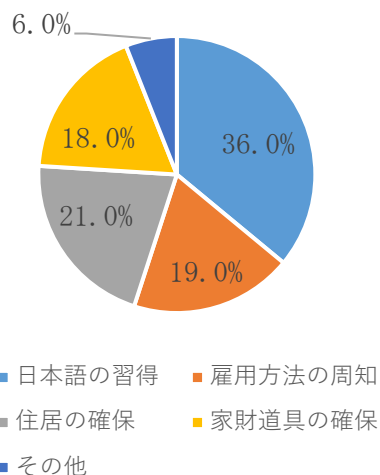


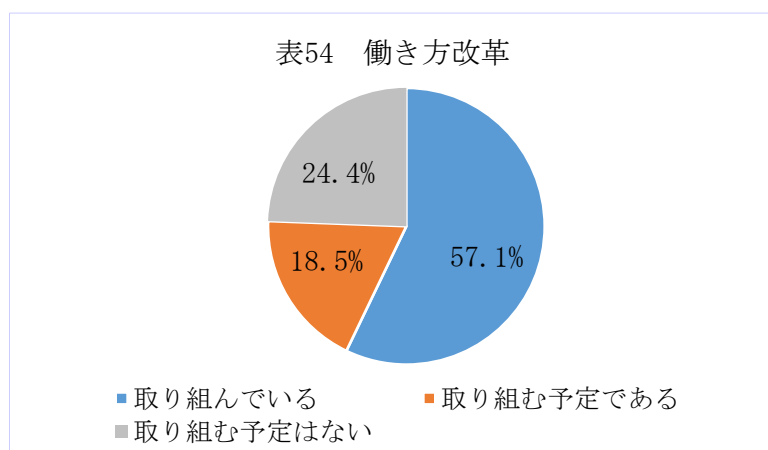
表53 必要な支援



8. 働き方改革について

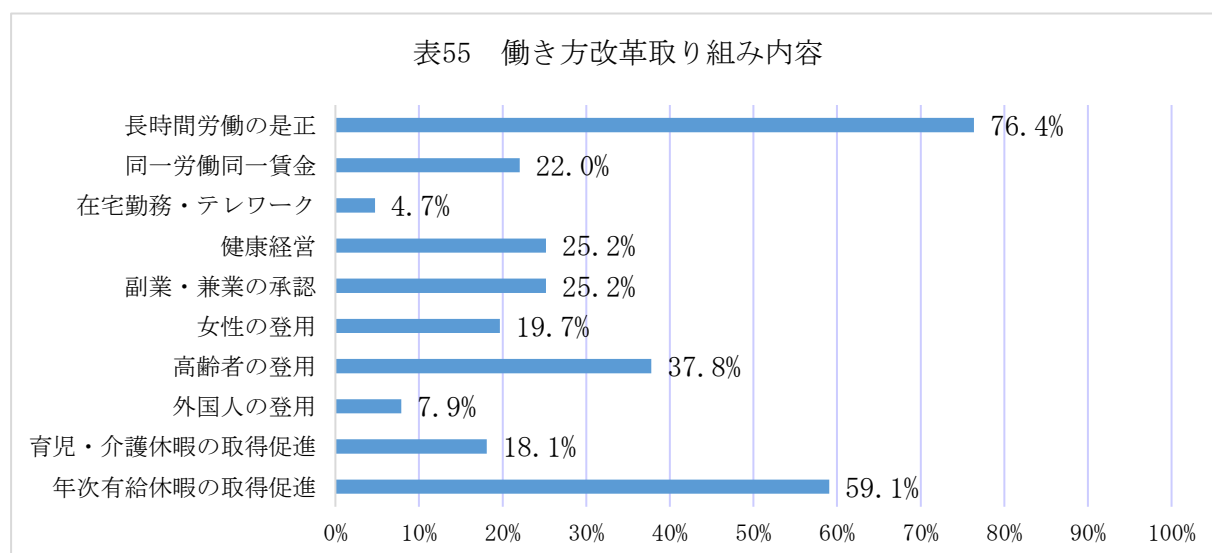
(1) 取組状況

働き方改革について、「取り組んでいる」が57.1%で最も多く、次に「取り組む予定はない」が24.4%、「取り組む予定である」が18.5%となっている。
【表54】



(2) 取組内容

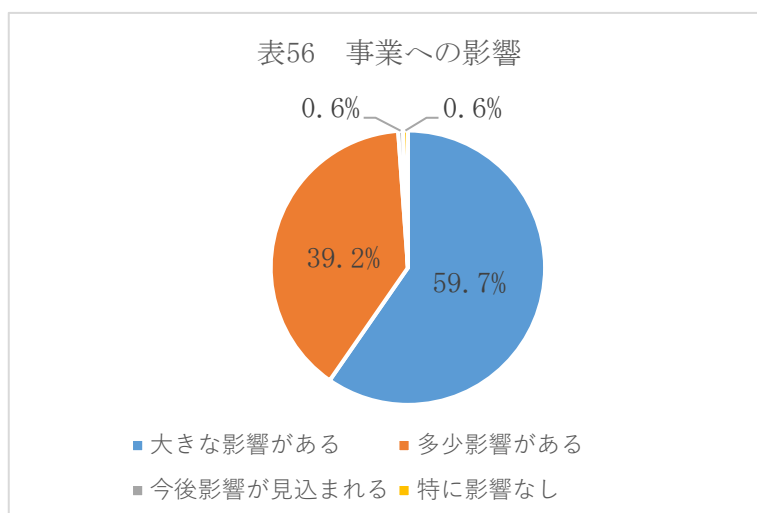
取組内容（予定を含む）を見ると、「長時間労働の是正」が76.4%で最も多く、次に「年次有給休暇の取得促進」が59.1%、「高齢者の登用」が37.8%となっている。【表55】



9. 物価高・エネルギー高騰について

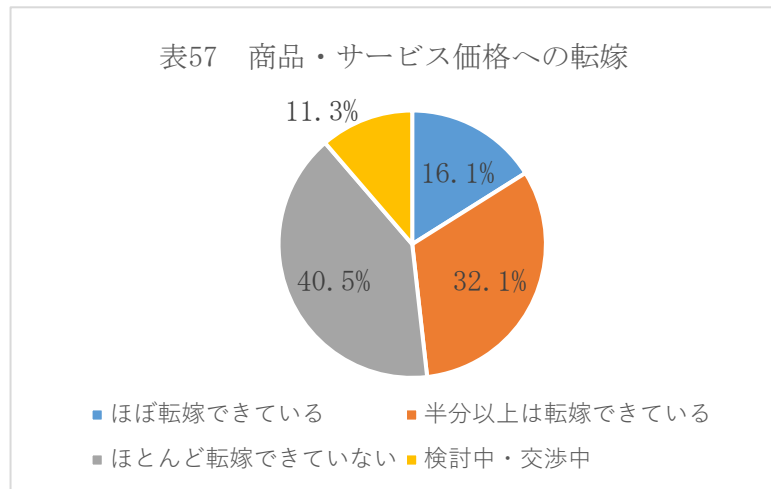
(1) 事業への影響

「大きな影響がある」が59.7%で最も多く、次に「多少影響がある」が39.2%、「今後影響が見込まれる」と「特に影響なし」が0.6%となっている。【表56】



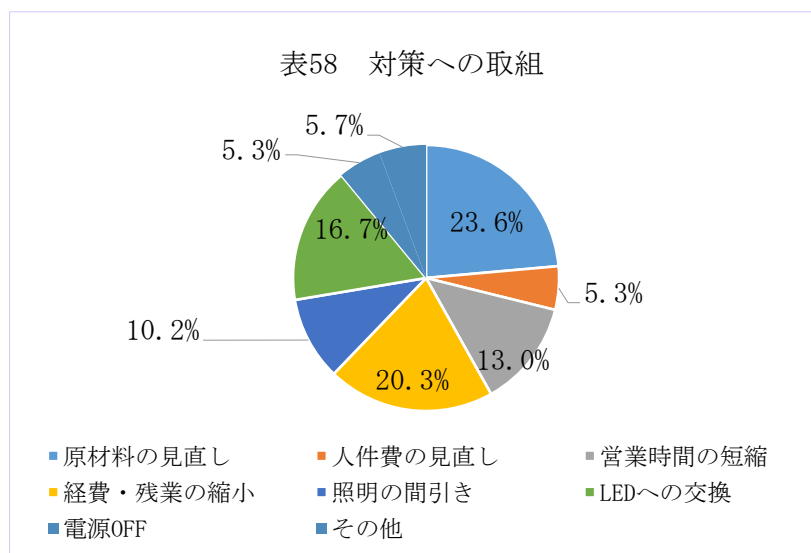
(2) 商品・サービス価格への転嫁

「ほとんど転嫁できていない」が40.5%と最も多く、次に「半分以上は転嫁できている」が32.1%、「ほぼ転嫁できている」が16.1%となっている。【表57】



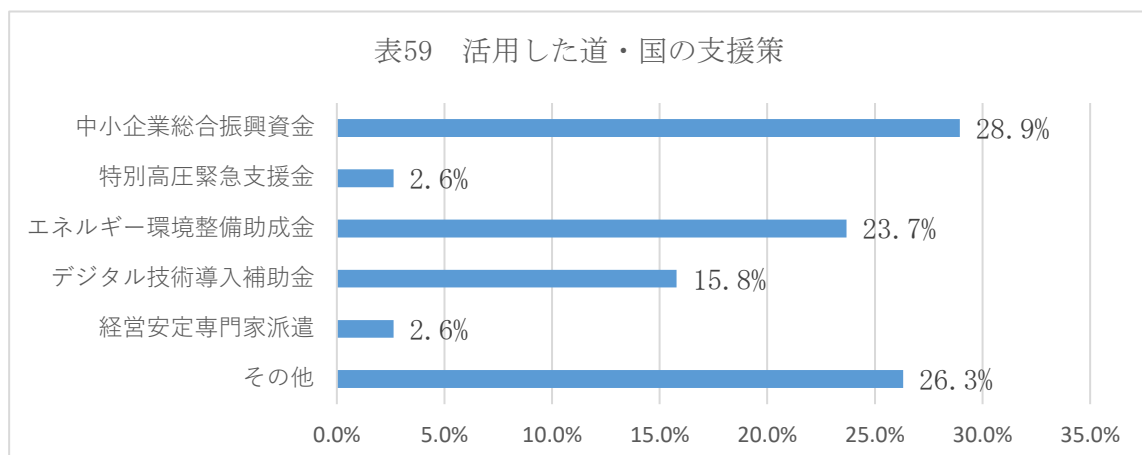
(3) 対策への取組

「原材料の見直し」が23.6%で最も多く、次に「経費・残業の縮小」が20.3%、「LED照明への交換」が16.7%となっている。【表58】



(4) 活用した道・国の支援策

「中小企業総合振興資金」が28.9%と最も多く、次に「その他」が26.3%、「エネルギー環境整備助成金」が23.7%となっている。【表59】



10. 経営状況について（前年度との比較）

（1）売上高について

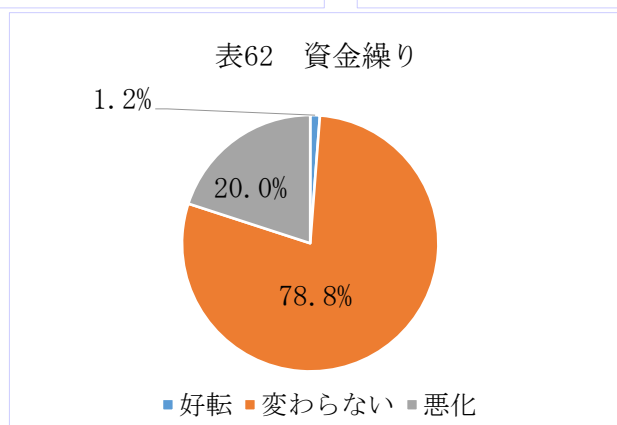
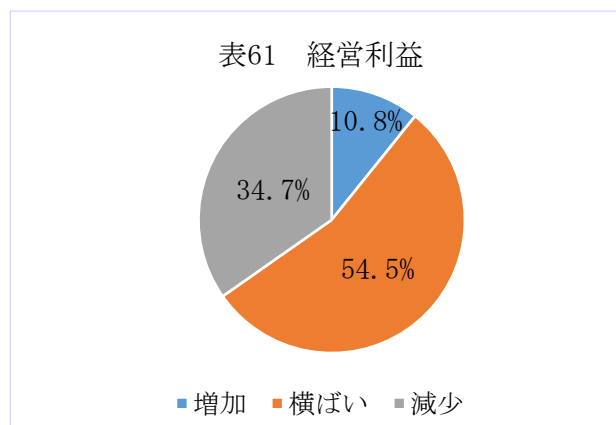
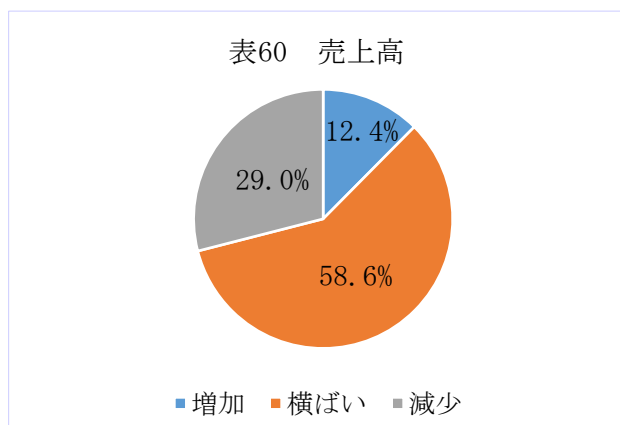
前年と比較した売上高では、「横ばい」が58.6%で最も多く、次に「減少」が29.0%、「増加」が12.4%となっている。【表60】

（2）経常利益について

経常利益では、「横ばい」が54.5%で最も多く、次に「減少」が34.7%、「増加」が10.8%となっている。【表61】

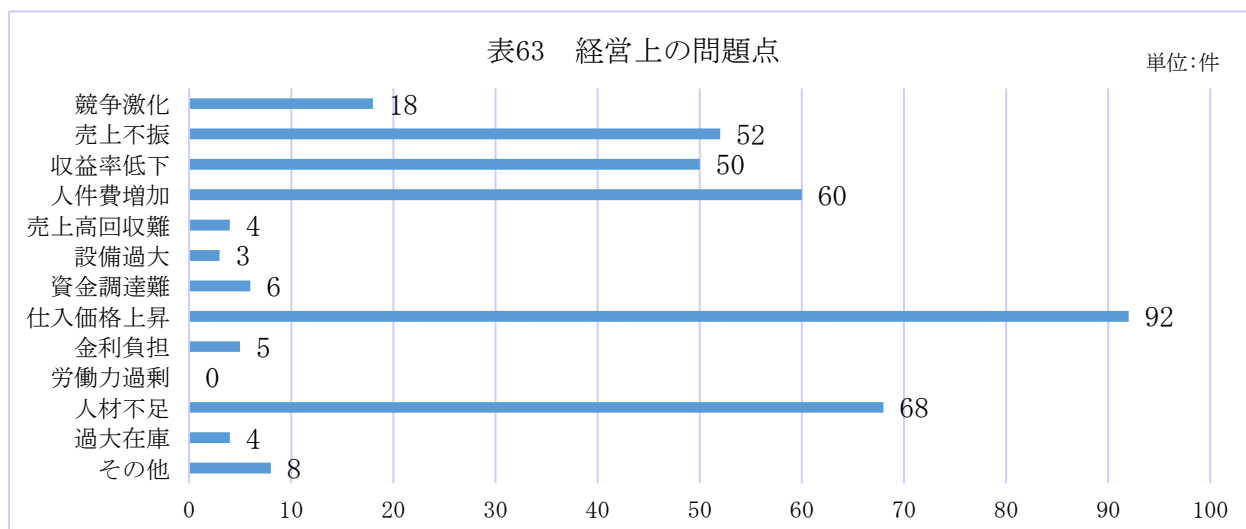
（3）資金繰りについて

資金繰りでは、「変わらない」が78.8%で最も多く、次に「悪化」が20.0%、「好転」が1.2%となっている。【表62】



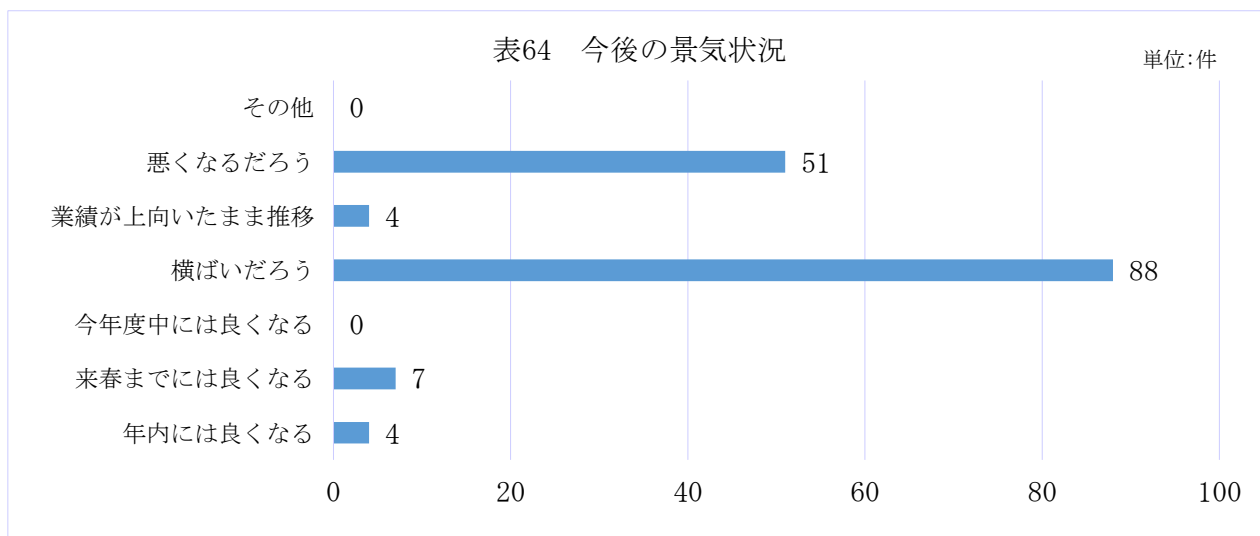
（4）当面する経営上の問題点について（複数回答あり）

当面する経営上の問題点では、「仕入価格上昇」が92件で最も多く、次に「人材不足」が68件、「人件費増加」が60件となっている。【表63】



(5) 今後の景気状況

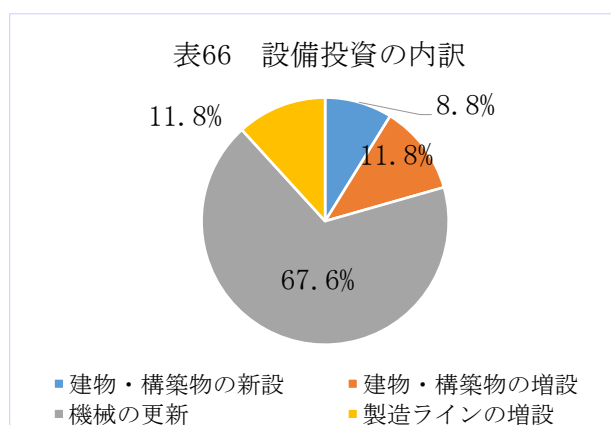
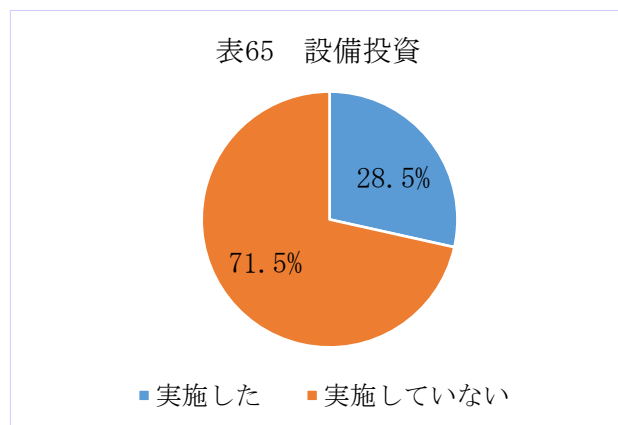
今後の景気状況の予測について、「横ばいだろう」が88件で最も多く、次に「悪くなるだろう」が51件となっている。【表64】



1 1. 設備投資状況について

(1) 令和6年度の設備投資状況

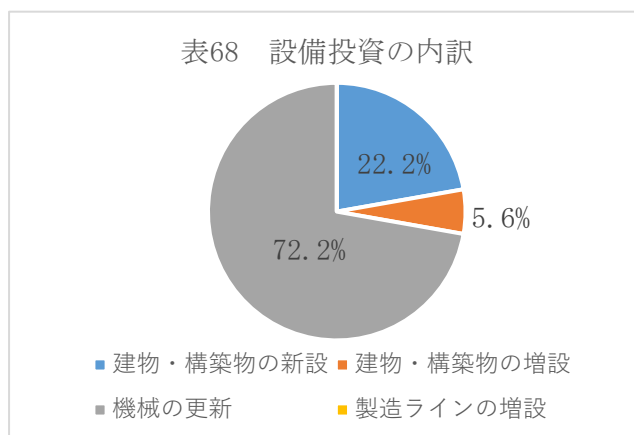
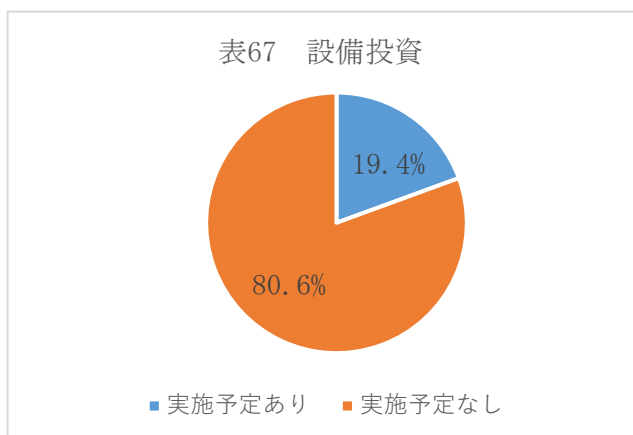
設備投資を「実施した」が28.5%、「実施していない」が71.5%となっている。【表65】「実施した」内訳を見ると、「機械の更新」が67.6%で最も多く、次に「建物・構築物の増設」と「製造ラインの増設」が11.8%となっている。【表66】



(2) 令和7年度の設備投資状況

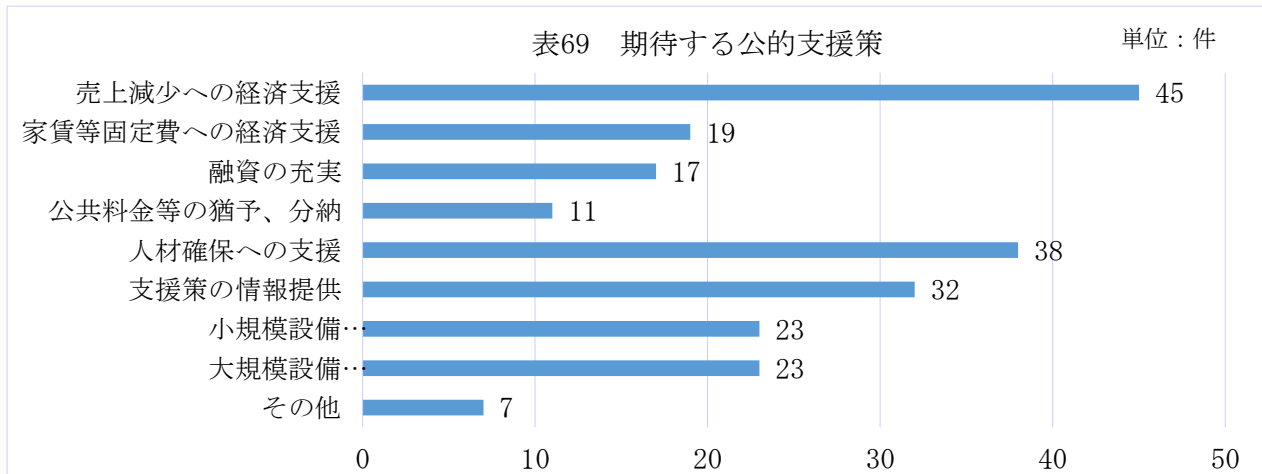
設備投資について、「予定あり」が19.4%、「予定なし」が80.6%となっている。【表67】

「設備投資の予定内訳」を見ると、「機械の更新」が72.2%で最も多く、次に「建物・構築物の増設」が22.2%、「建物・構築物の増設」が5.6%となっている。【表68】



1 2. 今後期待する公的支援策について

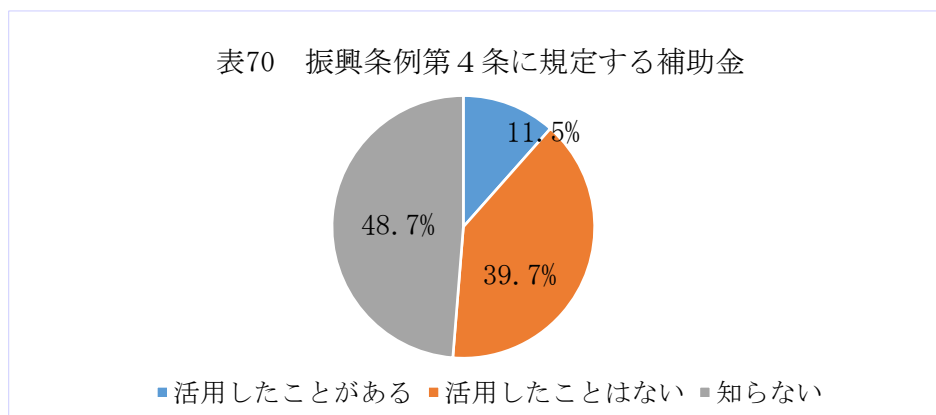
「売上減少への経済支援」が45件で最も多く、次に「人材確保への支援」が38件、「支援策の情報提供」が32件となっている。【表69】



1 3. 美唄市中小企業等振興補助金について

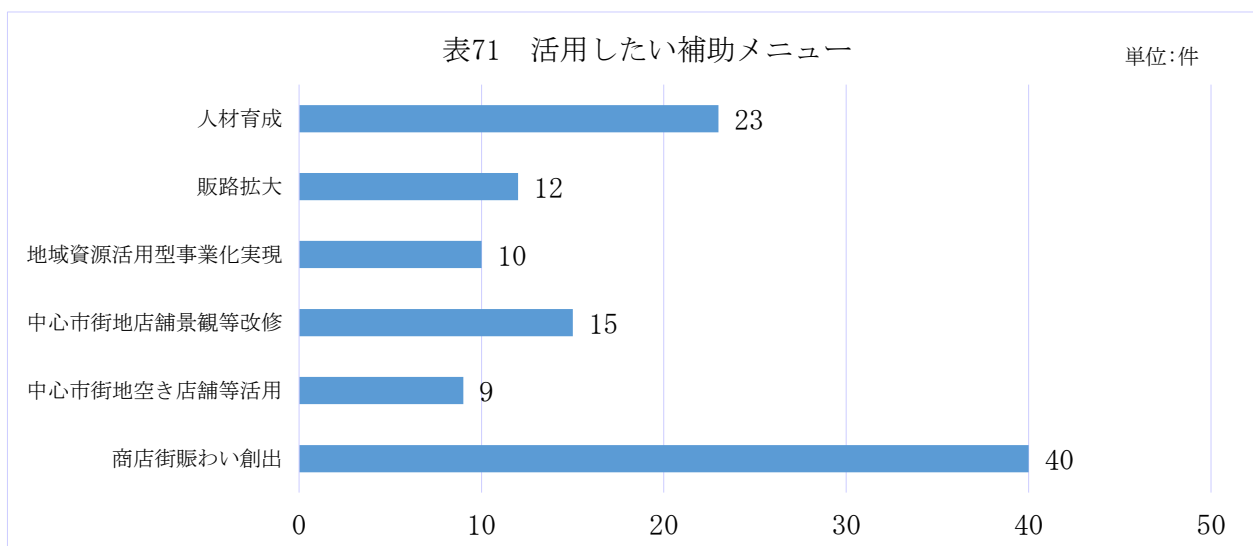
(1) 振興条例第4条に規定する補助金について

「活用したことがある」が11.5%、「活用したことはない」が39.7%、「知らない」が48.7%となっている。【表70】



(2) 今後活用したい補助メニュー

「商店街賑わい創出」が40件で最も多く、次に「人材育成」が23件、「中心市街地店舗景観等改修」が15件となっている。【表71】



集 計 表

1.従業員について

(1)－1 従業員の内訳

(単位：人)

区 分		事業所 件 数	内 訳	雇 用 形 態 計			正 社 員			パ ー ト タ イ マ ー			臨 時 ・ 季 節		
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 数		386	従業員	1,929	1,150	3,079	1,403	449	1,852	229	498	727	297	203	500
			(内障がい者)	78	16	94	49	2	51	18	10	28	11	4	15
産 業 別	鉱 業	2	従業員	19	2	21	16	2	18	3	0	3	0	0	0
			(内障がい者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建 設 業	75	従業員	462	67	529	338	54	392	6	12	18	118	1	119
			(内障がい者)	4	0	4	4	0	4	0	0	0	0		0
	製 造 業	38	従業員	393	215	608	341	101	442	34	103	137	18	11	29
			(内障がい者)	47	4	51	37	2	39	5	2	7	5		5
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1	従業員	15	4	19	12	4	16	3		3			0
			(内障がい者)	0	0	0			0			0			
	情報通信業	1	従業員	14	9	23	11	6	17			0	3	3	6
			(内障がい者)	1	0	1			0			0	1		1
	運 送 業	18	従業員	208	36	244	164	15	179	38	20	58	6	1	7
			(内障がい者)	7	0	7	5		5	2		2			0
	卸売・小売業	79	従業員	102	90	192	81	26	107	10	51	61	11	13	24
			(内障がい者)	4	0	4			0	2		2	2		2
	金融・保険業	6	従業員	54	51	105	48	46	94		4	4	6	1	7
			(内障がい者)	0	0	0			0			0			0
	不動産業	7	従業員	0	0	0			0			0			0
			(内障がい者)	0	0	0			0			0			0
	飲食店・宿泊業	58	従業員	48	83	131	20	11	31	19	64	83	9	8	17
			(内障がい者)	0	3	3			0		3	3			0
	医療・福祉	12	従業員	136	264	400	77	76	153	21	90	111	38	98	136
			(内障がい者)	8	7	15	1		1	4	3	7	3	4	7
	教育・学習支援業	3	従業員	92	34	126	59	23	82	27	11	38	6		6
			(内障がい者)	4	0	4	2		2	2		2			0
	複合サービス事業	7	従業員	221	202	423	140	51	191	28	96	124	53	55	108
			(内障がい者)	3	2	5			0	3	2	5			0
	サービス業	79	従業員	165	93	258	96	34	130	40	47	87	29	12	41
			(内障がい者)	0	0	0			0			0			0

(単位：人)

区 分		内 訳	合 計			1 9 歳 以 下			2 0 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 3 9 歳			4 0 ～ 4 9 歳			5 0 ～ 5 9 歳			6 0 歳 以 上		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 数		従業員	1,403	449	1,852	18	15	33	152	86	238	196	67	263	327	101	428	404	126	530	306	54	360
		(内障がい者)	49	2	51	0	1	1	10	1	11	4	0	4	12	0	12	13	0	13	10	0	10
産 業 別	鉱 業	従業員	16	2	18			0			0			0	3	1	4	7	1	8	6		6
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	建 設 業	従業員	338	54	392	4	2	6	37	10	47	45	10	55	65	11	76	78	16	94	109	5	114
		(内障がい者)	4	0	4			0	1		1			0	1		1	1		1	1		1
	製 造 業	従業員	341	101	442	11	2	13	44	16	60	59	10	69	83	22	105	100	35	135	44	16	60
		(内障がい者)	37	2	39		1	1	9	1	10	4		4	7		7	12		12	5		5
	電気・ガス・熱供給・水道業	従業員	12	4	16			0	2		2		1	1	3	2	5	6	1	7	1		1
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	情報通信業	従業員	11	6	17			0		3	3	2		2	5	1	6	3	2	5	1		1
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	運 送 業	従業員	164	15	179			0	11	2	13	8	2	10	42	5	47	58	5	63	45	1	46
		(内障がい者)	5	0	5			0			0			0	4		4			0	1		1
	卸売・小売業	従業員	81	26	107			0	7	2	9	11	3	14	23	10	33	23	4	27	17	7	24
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	金融・保険業	従業員	48	46	94		6	6	13	19	32	15	11	26	10	7	17	10	3	13			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	不動産業	従業員	0	0	0			0			0			0			0			0			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	飲食店・宿泊業	従業員	20	11	31		2	2	1		1	4	1	5	3	2	5	9	2	11	3	4	7
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	医療・福祉	従業員	77	76	153			0	1	11	12	8	13	21	26	13	39	25	27	52	17	12	29
		(内障がい者)	1	0	1			0			0			0			0			0	1		1
	教育・学習支援業	従業員	59	23	82		1	1	2	10	12	7	2	9	15	6	21	20	3	23	15	1	16
		(内障がい者)	2	0	2			0			0			0			0			0	2		2
複合サービス事業	従業員	140	51	191	1	2	3	22	10	32	21	9	30	32	14	46	41	15	56	23	1	24	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0	
サービス業	従業員	96	34	130	2		2	12	3	15	16	5	21	17	7	24	24	12	36	25	7	32	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0	

(1) -3 年齢別パートタイマー数

(単位：人)

区 分		内 訳	合 計			1 9 歳 以 下			2 0 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 3 9 歳			4 0 ～ 4 9 歳			5 0 ～ 5 9 歳			6 0 歳 以 上		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 数		従業員	229	498	727	22	17	39	18	19	37	13	49	62	12	81	93	20	128	148	144	204	348
		(内障がい者)	18	10	28			0			0			0			0			0			0
産 業 別	鉱 業	従業員	3	0	3			0			0			0			0			0	3		3
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	建 設 業	従業員	6	12	18			0			0		1	1	1	4	5	1	5	6	4	2	6
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	製 造 業	従業員	34	103	137		1	1	6	4	10	1	10	11	4	16	20	4	31	35	19	41	60
		(内障がい者)	5	2	7			0	2		2	1		1	1		1		1	1	1	1	2
	電気・ガス・熱供給・水道業	従業員	3	0	3			0			0			0			0			0	3		3
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	情報通信業	従業員	0	0	0			0			0			0			0			0			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	運 送 業	従業員	38	20	58			0	3		3	2		2		2	2	2	10	12	31	8	39
		(内障がい者)	2	0	2			0	2		2			0			0			0			0
	卸売・小売業	従業員	10	51	61	3		3		3	3		6	6		6	6	3	7	10	4	29	33
		(内障がい者)	2	0	2			0			0			0			0	1		1	1		1
	金融・保険業	従業員	0	4	4			0		1	1		2	2		1				0			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	不動産業	従業員	0	0	0			0			0			0			0			0			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	飲食店・宿泊業	従業員	19	64	83	5	1	6	1		1	2	6	8	1	14	15	2	22	24	8	21	29
		(内障がい者)	0	3	3			0			0		2	2		1	1			0			0
医療・福祉	従業員	21	90	111	1	1	2	1	2	3		7	7	2	15	17	3	18	21	14	47	61	
	(内障がい者)	4	3	7			0	1		1		1	1			0	1	2	3	2		2	
教育・学習支援業	従業員	27	11	38			0	2		2	3		3		4	4			0	22	7	29	
	(内障がい者)	2	0	2			0			0	1		1			0			0	1		1	
複合サービス事業	従業員	28	96	124	13	10	23		9	9	3	10	13	1	14	15	2	25	27	9	28	37	
	(内障がい者)	3	2	5			0	3		3		1	1		1	1			0			0	
サービス業	従業員	40	47	87		4	4	5		5	2	7	9	3	5	8	3	10	13	27	21	48	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0	

(1) - 4 年 齡 別 臨 時 ・ 季 節 従 業 員 数

(単位：人)

区 分		内 訳	合 計			1 9 歳 以 下			2 0 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 3 9 歳			4 0 ～ 4 9 歳			5 0 ～ 5 9 歳			6 0 歳 以 上		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 数		従業員	297	203	500	3	11	14	21	4	25	31	9	40	30	40	70	52	52	104	160	87	247
		(内障がい者)	13	8	21	0	0	0	1	2	3	1	0	1	0	2	2	4	2	6	7	2	9
産 業 別	鉱 業	従業員	0	0	0			0			0			0			0			0			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	建 設 業	従業員	118	1	119	1		1	8		8	7		7	11		11	20		20	71	1	72
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	製 造 業	従業員	18	11	29		1	1	2		2	4	1	5		3	3	1	2	3	11	4	15
		(内障がい者)	5	0	5			0	1		1	1		1			0			0	3		3
	電気・ガス・熱供給・水道業	従業員	0	0	0			0			0			0			0			0			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	情報通信業	従業員	3	3	6			0			0			0		1	1			0	3	2	5
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	運 送 業	従業員	6	1	7			0			0			0			0			0	6	1	7
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	卸売・小売業	従業員	11	13	24	2	4	6	1	1	2	1	1	2		1	1	2		2	5	6	11
		(内障がい者)	2	0	2			0			0			0			0			0	2		2
	金融・保険業	従業員	6	1	7			0			0			0			0			0	6	1	7
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	不動産業	従業員	0	0	0			0			0			0			0			0			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
	飲食店・宿泊業	従業員	9	8	17		4	4			0		2	2	2	1	3	4		4	3	1	4
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0
医療・福祉	従業員	38	98	136			0	2	3	5	7	3	10	1	18	19	13	24	37	15	50	65	
	(内障がい者)	3	4	7			0		1	1			0		1	1	2	1	3	1	1	2	
教育・学習支援業	従業員	6	0	6			0			0			0	1		1	2		2	3		3	
	(内障がい者)	3	4	7			0		1	1			0		1	1	2	1	3	1	1	2	
複合サービス事業	従業員	53	55	108			0	7		7	11		11	14	14	28	9	24	33	12	17	29	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0	
サービス業	従業員	29	12	41		2	2	1		1	1	2	3	1	2	3	1	2	3	25	4	29	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0	

(2) 従業員の住所地と人数 (単位：人)

区 分		美唄市内	美唄市外
総 数		2160	891
業 別	鉱 業	14	7
	建 設 業	384	144
	製 造 業	421	209
	電気・ガス・熱供給・水道業	19	
	情報通信業	19	4
	運 送 業	129	118
	卸売・小売業	101	43
	金融・保険業	39	66
	不動産業	2	
	飲食店・宿泊業	110	16
	医療・福祉	331	70
	教育・学習支援業	79	47
	複合サービス事業	338	90
	サービス業	174	77

(3) 従業員の増減

単位 (増減：人 / 増減なし：事業所)

区分		増えた		減った		増減なし
		男	女	男	女	
総 数		89	60	81	58	80
業 別	鉱 業				1	1
	建 設 業	17	4	20	5	10
	製 造 業	21	12	14	13	13
	電気・ガス・熱供給・水道業					1
	情報通信業		1			
	運 送 業	15	7	11	1	4
	卸売・小売業	5	4	1	3	19
	金融・保険業	3	3	4	8	2
	不動産業					2
	飲食店・宿泊業	7	12	2	9	6
	医療・福祉	1	4	16	12	1
	教育・学習支援業	5		7	2	
	複合サービス事業	7	11	2	2	2
	サービス業	8	2	4	2	19

(4) 労働力の過不足について(単位:事業所)

区 分		不足している	充足している	過剰である
総 数		87	88	1
業 別	鉱 業		2	
	建 設 業	22	10	
	製 造 業	19	11	
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	
	情報通信業		1	
	運 送 業	6	5	
	卸売・小売業	10	20	
	金融・保険業	2	2	
	不動産業	1	2	
	飲食店・宿泊業	10	6	1
	医療・福祉	4	3	
	教育・学習支援業	1	1	
	複合サービス事業	3	3	
	サービス業	9	21	

(5) 必要としている労働力

(単位:事業所)

区分		正社員	契約社員	アルバイト	パート	季節社員	派遣社員	外国人の活用
総 数		63	6	14	23	12	3	3
業 別	鉱 業							
	建 設 業	22		1	1	8		
	製 造 業	14			7		1	
	電気・ガス・熱供給・水道業							
	情報通信業							
	運 送 業	6	1	2	2	1		
	卸売・小売業	6		2	2	1	1	1
	金融・保険業	2						
	不動産業							
	飲食店・宿泊業	2	1	5	4			
	医療・福祉	2	2		2			1
	教育・学習支援業				1			
	複合サービス事業	2		1	2			
	サービス業	7	2	3	2	2	1	1

(6) 不足している職種 (単位：件)

区 分		事務職	技術職	労務職	その他
総 数		22	51	40	0
産 業 別	鉱 業				
	建 設 業	5	18	14	
	製 造 業	5	14	5	
	電気・ガス・熱供給・水道業				
	情報通信業				
	運 送 業	1	4	3	
	卸売・小売業	3	5	4	
	金融・保険業	1		1	
	不動産業				
	飲食店・宿泊業	2	2	5	
	医療・福祉	1	3	1	
	教育・学習支援業			1	
	複合サービス事業	2		1	
	サービス業	2	5	5	

(8) 役職者数 (単位：人)

区 分		部長相当職以上 (役員等含む)		課長相当職		係長相当職	
		男	女	男	女	男	女
総 数		220	44	177	24	121	46
産 業 別	鉱 業	4		4		3	
	建 設 業	59	7	41	2	33	5
	製 造 業	35	6	35	4	36	6
	電気・ガス・熱供給・水道業	2		5		2	1
	情報通信業	1		7		2	4
	運 送 業	15	4	2	1	2	1
	卸売・小売業	20	12	7	1	4	2
	金融・保険業	25	1	15	5	3	7
	不動産業	2	1				
	飲食店・宿泊業	9	5	2	1	2	
	医療・福祉	13	3	18	5	15	11
	教育・学習支援業	5	1	4	1	1	2
	複合サービス事業	8		25	2	16	4
	サービス業	22	4	12	2	2	3

(9) 女性管理職の増員、登用 (単位：事業所)

区 分		ある	ない	検討中
総 数		12	94	46
業 別	鉱 業		1	1
	建 設 業	4	17	9
	製 造 業	3	16	12
	電気・ガス・熱供給・水道業			1
	情報通信業		1	
	運 送 業		7	4
	卸売・小売業	3	16	8
	金融・保険業	1	1	1
	不動産業		3	
	飲食店・宿泊業	2	7	2
	医療・福祉	1	4	1
	教育・学習支援業			2
	複合サービス事業	2	2	2
	サービス業	2	19	4

2.正社員の労働状況について

(1) 正社員の職種別従業員数 (単位：人)

区 分		事務系		技術系		労務系	
		男	女	男	女	男	女
総 数		304	274	632	149	458	107
業 別	鉱 業	3	2	9		5	
	建 設 業	33	43	187	10	96	4
	製 造 業	67	35	145	50	162	62
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	4	5		8	
	情報通信業	1	5	9	1	1	
	運 送 業	12	17	79		80	
	卸売・小売業	15	29	33	1	24	9
	金融・保険業	44	49	4			
	不動産業						
	飲食店・宿泊業	3	2	5	1	12	16
	医療・福祉	9	8	66	75	2	2
	教育・学習支援業	6	21	51	2	2	
	複合サービス事業	93	40	1	1	38	6
	サービス業	16	19	38	8	28	8

(2) -1 令和6年4月の新規学卒者の採用者数

(単位：人)

区 分		事 務 系						技 術 系						労 務 系						採 用 し な か っ た 理 由			
		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		現状維持	経営の 合理化	業績不振	その他
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
総 数		2	7	0	1	1	0	4	1	0	1	3	0	4	0	0	0	0	0	80	2	1	20
産 業 別	鉱 業																		2				
	建 設 業		1					2	1			1		2						11			5
	製 造 業	1						1						2						11			6
	電気・ガス・熱供給・水道業																			1			
	情報通信業																			1			
	運 送 業																			6			
	卸売・小売業				1															16	1	1	2
	金融・保険業		4			1														2			
	不 動 産 業																			2			
	飲食店・宿泊業		1																	4	1		2
	医療・福祉										1	2								2			1
	教育・学習支援業																			2			
	複合サービス事業	1	1																	2			1
	サービス業							1												18			3

(2) ー2 令和7年4月の新規学卒者の採用予定者数

(単位：人)

区 分		事 務 系						技 術 系						労 務 系						採 用 予 定 が な い 理 由			
		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		現状維持	経営の 合理化	業績不振	その他
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
総 数		5	10	1	1	3	2	13	2	1	2	2	0	18	4	0	0	0	0	77	2	1	15
産 業 別	鉱 業																		2				
	建 設 業		3					6	2					12	4					10			5
	製 造 業	2	2					1				1		4						10			4
	電気・ガス・熱供給・水道業																			1			
	情報通信業																			1			
	運 送 業							1						1						5			
	卸売・小売業		1					3		1		1								17	1	1	1
	金融・保険業	2	2	1	1	2	2													2			
	不 動 産 業																			2			
	飲食店・宿泊業							1												4	1		2
	医療・福祉										2									3			
	教育・学習支援業		1					1												1			
	複合サービス事業	1				1														2			1
	サービス業		1											1						17			2

(3) -1 正社員1日の所定労働時間（休暇時間を除く）（単位：事業所）

区 分		7時間以下	7時間超～ 7時間30分以下	7時間30分超～ 8時間以下	8時間超
総 数		30	28	95	17
産 業 別	鉱 業			2	
	建 設 業	3	2	26	2
	製 造 業	3	6	20	2
	電気・ガス・熱供 給・水道業		1		
	情報通信業			1	
	運 送 業		5	4	1
	卸売・小売業	2	4	16	7
	金融・保険業	1	1	2	
	不動産業	2			
	飲食店・宿泊業	10		3	2
	医療・福祉		1	3	2
	教育・学習支援業			2	
	複合サービス事業		2	4	
	サービス業	9	6	12	1

(3) -2 正社員の1週間の所定労働時間（単位：事業所）

区 分		38時間以下	38時間超～ 40時間以下	40時間超
総 数		42	94	35
産 業 別	鉱 業		1	1
	建 設 業	2	27	4
	製 造 業	7	18	5
	電気・ガス・熱供 給・水道業	1		
	情報通信業		1	
	運 送 業	1	8	2
	卸売・小売業	4	14	11
	金融・保険業	2	2	
	不動産業	2		
	飲食店・宿泊業	8	1	6
	医療・福祉	1	4	1
	教育・学習支援業		2	
	複合サービス事業	2	3	1
	サービス業	12	13	4

(3) -3 正社員の所定外月労働時間

(単位：事業所)

区 分		10時間以下	10時間超～ 20時間以下	20時間超～ 30時間以下	30時間超～ 40時間以下	40時間超～ 50時間以下	50時間超
総 数		101	35	9	7	3	0
産 業 別	鉱 業	1					
	建 設 業	20	6	4	1	1	
	製 造 業	18	11	1			
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1					
	情報通信業	1					
	運 送 業	3	3	1	2	2	
	卸売・小売業	19	6	1	1		
	金融・保険業	3	1				
	不動産業	2					
	飲食店・宿泊業	6	2	1	2		
	医療・福祉	5	1				
	教育・学習支援業	1	1				
	複合サービス事業	4	2				
	サービス業	17	2	1	1		

(4) -1 週休二日制の実施状況

(単位：事業所)

区 分		完全週休 二日制	隔週 週休二日制	月3回 実施	月2回 実施	月1回 実施	その他	未実施
総 数		65	32	7	7	11	0	0
産 業 別	鉱 業			1	1			
	建 設 業	7	10	1				
	製 造 業	19	5	2	1	3		
	電気・ガス・熱供 給・水道業							
	情報通信業	1						
	運 送 業	1	2					
	卸売・小売業	9	7	1	2	2		
	金融・保険業	4						
	不動産業	1						
	飲食店・宿泊業	4			1	2		
	医療・福祉	1		1		1		
	教育・学習支援業	1						
	複合サービス事業	4	1					
	サービス業	13	7	1	2	3		

(4) -2 1人あたりの年次有給休暇の取得日数 / (4)-3 年次休暇の実施状況

(単位：事業所)

区分		(4) -2			(4) -3																							
		取得日数			夏 季 休 暇						年 末 年 始 休 暇						育 児 休 業 休 暇						介 護 休 業 制 度					
		①5日 未満	②5日 以上10日 未満	③10日 以上	無	有	年 日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年 日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年 日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年 日 数	有 給	一 部 有 給	無 給
総 数		29	79	46	40	119	3.5	74	5	10	22	142	4.7	77	5	15	60	64	167.0	10	6	31	64	59	57.8	10	5	29
産 業 別	鉱 業			2		2	4.5	1		1		2	4.0	1									1	1	10.0	1		
	建 設 業	6	19	7	6	32	5.0	18	2	3	2	35	6.7	17	2	5	13	13	96.8	3	3	5	14	11	49.0	2	3	5
	製 造 業	4	24	3	3	28	4.9	17	1	4	1	30	6.3	16	1	5	11	13	100.8	1	1	9	13	12	95.0	1	1	8
	電気・ガス・熱 供給・水道業		1			1	2	1			1	5	1.0					1			1		1				1	
	情報通信業		1			1	4	1				1	6.0	1				1	200.0			1		1	93.0			1
	運 送 業	1	8	2	4	7	3	5		1	2	8	5.1	6			3	8	1.0	2		4	2	7	90.0	1		3
	卸売・小売業	6	10	8	5	19	4.4	14	1		5	19	4.4	12	1		12	7	8.3	3	1	2	11	7	16.3	3	1	1
	金融・保険業	1		3	1	2	5	1			1	3	4.3	2			1	3	307.0	1	1	1	1	3	93.0	1		2
	不動産業	1	1			2	3	1				2	4.0	2			2						2					
	飲食店・宿泊業	2	5	1	5	2	2	1			4	4	3.3	2		3	4	3	1.0			1	5	2	1.0			1
	医療・福祉		3	3	3	3	3.3	3			1	5	4.8	4			3	3	365.0			1	4	2	46.5			1
	教育・学習支援業		2		1	1		1				2		1				2				2		2				2
	複合サービス事業	1	2	3	4	2	2	1			2	4	4.5	2		1	2	3	225.3			1	2	3	49.0	1		1
	サービス業	7	3	14	8	17	2.7	9	1	1	3	22	6.1	11	1	1	9	7	365.0			3	9	7	93.0			3

3. 正社員の賃金状況について

(1)－1 初任給

(単位：円)

区 分		事 務 系						技 術 系						労 務 系					
		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数 (平 均)		165,824	168,203	180,787	178,642	192,104	191,228	178,664	178,972	191,144	191,209	201,686	200,225	175,864	172,061	183,316	179,758	192,521	190,025
産 業 別	鉱 業	154,900	160,650	169,800	169,800	176,200	176,200	160,700	154,900	169,800	169,800	176,200	176,200	160,700	154,900	169,800	169,800	176,200	176,200
	建 設 業	183,500	174,954	194,086	187,325	198,800	197,133	213,231	220,083	217,918	223,683	238,691	229,883	187,438	179,500	195,017	181,275	208,050	200,660
	製 造 業	165,860	165,860	173,336	173,336	203,518	203,518	164,709	162,063	177,614	176,660	195,479	195,616	177,342	175,548	178,614	178,614	203,164	203,164
	電気・ガス・熱供給・水道業																		
	情報通信業																		
	運 送 業	133,000	137,000					192,333	218,500	270,000	270,000	270,000	270,000						
	卸売・小売業	182,333	194,400	210,000	210,000	196,500	196,500	199,000	173,500	170,000	170,000	196,500	196,500	196,667	196,667	200,000	200,000	210,000	210,000
	金融・保険業	175,000	175,000	179,000	179,000	205,000	205,000												
	不動産業																		
	飲食店・宿泊業		180,000																
	医療・福祉	196,800	196,800	207,000	207,000	222,400	222,400	185,900	182,806	191,000	191,000	198,700	198,700	196,800	196,800	207,000	207,000	222,400	222,400
	教育・学習支援業	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	159,500	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
	複合サービス事業	148,750	148,750	166,915	166,915	190,455	190,455							158,200	158,200	178,000	178,000	178,000	178,000
	サービス業	158,100	156,816	166,950	154,400	176,066	169,850	153,940	159,925	172,820	168,525	177,920	174,900	169,767	154,875	178,100	163,375	182,350	169,775

(1) -2 年齢別平均月額基本賃金

(単位：円)

区 分		19歳以下		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総 数 （ 平 均 ）		事務系	156,651	164,878	197,812	182,782	248,993	206,571	273,438	216,032	284,182	214,577	255,235	164,934
		技術系	176,417	176,500	183,996	190,204	204,106	205,407	259,182	209,661	253,131	217,087	242,685	267,400
		労務系	178,947		213,488	182,591	219,784	210,067	231,932	242,212	249,749	218,216	197,838	212,623
産 業 別	鉱 業	事務系								166,400	271,200	226,700	103,400	
		技術系							253,150		267,300		290,775	
		労務系							206,000		214,500		201,500	
	建 設 業	事務系		190,000	209,000	189,983	296,933	216,000	244,300	246,725	363,444	210,496	343,171	204,975
		技術系	215,166	178,000	220,973	214,112	275,813	265,233	325,391	244,500	346,515	293,606	325,603	350,000
		労務系			210,000	220,000	269,781	250,000	258,333	255,000	266,275	237,500	255,858	300,000
	製 造 業	事務系	154,441	164,441	203,170	191,605	281,054	235,363	352,601	222,336	390,380	275,966	399,949	159,000
		技術系	167,500		168,000	175,500	242,323	213,000	270,681	223,187	278,586	185,916	269,076	215,000
		労務系	178,840	178,000	202,743	188,045	246,149	217,500	272,303	198,270	314,188	249,014	278,617	183,736
	電気・ガス・熱供給・水道業	事務系												
		技術系												
		労務系												
	情報通信業	事務系												
		技術系												
		労務系												
	運 送 業	事務系		141,000		141,000		175,500	278,000	155,500		182,500	148,000	165,000
		技術系	148,000		148,000		214,000	196,000	210,750	180,000	229,250	185,000	209,500	
		労務系			240,000	161,000		161,000	215,000		214,000	120,000	208,000	
	卸売・小売業	事務系				195,000	250,000	200,000	250,000	250,000	160,000			250,000
		技術系			230,000				390,000		245,000		261,333	200,000
		労務系	180,000	180,000	200,000	200,000	225,000	250,000	250,000	300,000	296,666	280,000	210,000	240,000
	金融・保険業	事務系												
		技術系					130,000							
		労務系												
	不動産業	事務系												80,000
		技術系												
		労務系											80,000	
	飲食店・宿泊業	事務系		180,000					280,000	250,000	250,000	250,000		
		技術系						220,000					200,000	
		労務系		180,000	230,000				260,000	250,000	250,000	250,000		240,000
	医療・福祉	事務系				206,400	266,000				321,966		405,100	
		技術系	175,000	175,000	175,000	181,000	175,000	175,666	229,550	236,500	210,500	210,000		417,000
		労務系												
	教育・学習支援業	事務系		156,000	166,000	163,000	210,995	172,000		189,085	221,500	172,390	182,250	180,000
		技術系			161,000		169,125	161,000	163,933	151,280	194,395		175,708	
		労務系					181,340				166,000			
	複合サービス事業	事務系	158,860	157,825	190,563	192,489	240,136	227,132	255,837	260,341	356,646	215,641	216,011	150,500
		技術系										198,000	250,500	
		労務系	178,000	178,000	195,000	172,500	214,600	193,404	189,817	225,000	236,250	195,000	192,228	180,000
	サービス業	事務系			220,325		197,833	220,000	253,325	203,900	222,500	182,920	244,000	130,000
		技術系			185,000		222,480	206,950	230,000	222,500	253,500	230,000	201,666	155,000
		労務系			216,675	154,000	181,833	188,500	204,000	225,000	289,866	196,000	156,500	132,000

(2) 正社員の賃金改定状況

(単位：事業所)

区 分		定期昇給のみ	ベースアップのみ	定期昇給と ベースアップ	引き上げなし	引き下げ
総 数		38	25	38	27	3
産 業 別	鉱 業			1	1	
	建 設 業	9	8	8	4	
	製 造 業	8	3	10	5	
	電気・ガス・熱供 給・水道業			1		
	情報通信業					
	運 送 業	2	6	2	1	
	卸売・小売業	4	4	3	6	1
	金融・保険業	1		2		
	不動産業				1	
	飲食店・宿泊業	2			3	1
	医療・福祉	2	1	1	1	
	教育・学習支援業	1		1		
	複合サービス事業	2		2	1	
	サービス業	7	3	7	4	1

(3) 正社員の各種手当支給状況

(単位：事業所)

区 分		夏 季 手 当					冬 季 手 当					決 算 手 当					燃 料 手 当					扶 養 手 当				通 勤 手 当					住 宅 手 当							
		無	有	①		②	無	有	①		②	無	有	①		②	無	有	①		②	無	有	①		②	無	有	①		②	③	無	有	①		②	③
				定率	月分				定率	月分				定率	月分				定率	月分				扶養人数	定額支給				全額支給	定額支給					一部支給	全額支給		
総数		38	95	44	1.5	30	31	99	46	1.9	31	75	38	11	1.2	16	65	55	1	6.0	40	53	62	48	7	24	106	15	50	23	62	57	0	41	12			
産 業 別	鉱 業		1			1		1			1	2					1	1					1	1			2		1			2		1				
	建 設 業	10	18	6	1.5	12	7	19	7	1.9	12	9	15	4	1.6	7	12	11			9	13	11	8	2	8	18	1	7	9	14	10		7	3			
	製 造 業	7	19	8	1.6	4	5	21	8	1.7	5	15	7	1	1	3	11	15	1	6.0	9	7	16	10	2	2	26	6	8	5	13	14		12	1			
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	1	2.0			1	1	2.2		1						1			1		1	1			1		1			1		1				
	情報通信業																																					
	運 送 業	1	9	5	1.1	3	1	9	5	1.9	3	6	3			3	5	5			5	5	6	6		3	8	1	5	1	7	3		3				
	卸売・小売業	6	15	4	1.2	6	5	16	5	1.7	6	13	3	2	1.0		11	7			6	10	7	7		7	12	1	8	1	11	7		4	2			
	金融・保険業	1	3	1	1.5		1	3	1	2.5		3	1				2	2			1	1	3	2			4		2	1	1	3		2				
	不動産業	1					1					1					1					1					1			1								
	飲食店・宿泊業	5	1	1	2.0		5	1	1	2.0		5	1			1	6					5	1	1		2	4		3		4	2		2				
	医療・福祉	2	3	2	1.5		1	4	2	2.1	1	4					3	1			1	3	2	1	1		6	3		2	1	3		1	2			
	教育・学習支援業		2	2	1.0			2	2	1.3		2						2			1		2	1			2	1	1			2		2				
	複合サービス事業	1	5	4	1.6	1	1	5	4	1.7	1	3	2	2	0.8		3	3			3		5	4	1		5		3	2		5		2	3			
	サービス業	4	18	10	1.4	3	4	17	10	2.0	2	11	6	2	1.8	2	10	7			4	8	7	6	1	2	17	2	11	1	11	5		4	1			

4. 定年・再雇用・退職金状況について

(単位：事業所)

区 分		定 年 制 度			定 年 延 長					再雇用						退 職 金 制 度（ 複 数 回 答 ）								
		無	有	年 齢	無	有	実 施 予 定	年 齢	検 討 中	無	有	嘱 託 採 用	期 間	臨 時 採 用	期 間	無	有	自 社 制 度	中 小 企 業 退 職 金 共 済 制 度	建 設 業 退 職 金 共 済 制 度	特 定 退 職 金 共 済 制 度	生 命 保 険 会 社 の 企 業 年 金	そ の 他	
				（ 歳 ）				（ 歳 ）					（ 年 ）		（ 年 ）									
総 数		48	97	62.3	59	54	29	67.7	31	41	81	33	4.2	2	3	33	112	37	49	22	13	10	3	
産 業 別	鉱 業		2	62.5	1	1	1	65			2	2	5				2	2		1				
	建 設 業	11	20	62.4	10	14	6	67.5	8	6	17	7	3.3	1	5	3	28	4	12	20	4	1		
	製 造 業	7	21	62.7	6	12	9	66.7	5	7	15	7	5.1	1	1	2	26	10	10		2	3	1	
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	60	1				1		1	1	5				1	1	1					
	情報通信業		1		1						1						1	1	1					
	運 送 業	2	9	62.2	6	5	3	70.3	3	3	7	6	3.7			3	8	5	4		2			
	卸売・小売業	9	12	63.2	9	9	5	67	5	8	12	2	5			6	15	5	6	1	2	2		
	金融・保険業	1	3	60	2	1	1	70		1	3	1	5			1	3	1				1		
	不動産業	1														1								
	飲食店・宿泊業	6	2	62.5	6	2				6	2	1	5			7	2	1	2					
	医療・福祉	1	5	62.5	2	3	2	67.5	1	1	4						5		1		2	1		
	教育・学習支援業	1	1	65	1						1						2		2					
	複合サービス事業		6	61.3	3	1	1	65	1	1	4	1	1			1	5	3	1		1		1	
	サービス業	9	14	63.6	11	6	1	70	7	8	12	5	3.6			9	14	4	9			2	1	

5. 正社員の保険・福利厚生制度について

(単位：事業所)

区 分		保 険 制 度 （ 複 数 回 答 ）					福 利 厚 生 制 度 （ 複 数 回 答 ）								
		無	有	健康 保険	雇用 保険	労災 保険	無	有	住宅 資金貸 付	生活 資金貸 付	福利 厚生施 設	慶弔 見舞金 給付	レク リオン エー	被服・ 代助・食 事成	その他
総 数		6	132	115	114	111	28	119	12	11	11	92	38	59	8
産 業 別	鉱 業		2	2	2	2		2				2		1	
	建 設 業		26	22	23	22	4	26		2	3	22	2	14	
	製 造 業		29	27	26	26	4	26	3	2	4	21	9	12	2
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	1	1	1		1				1		1	
	情報通信業		1	1	1	1		1				1			
	運 送 業		11	11	11	11		10		2		9	2	5	1
	卸売・小売業	1	20	15	17	16	5	17	1		1	12	13	8	3
	金融・保険業		4	3	3	3	1	3	3	1	1	1	1	1	
	不動産業	1	1	1			1								
	飲食店・宿泊業	3	6	5	4	4	4	6	1			3	3	5	
	医療・福祉		4	3	3	3	2	4				1	1	1	1
	教育・学習支援業		2	2	2	2		2		1		2	1	1	
	複合サービス事業		6	6	6	6		5	3	3	2	5	1	2	
	サービス業	1	19	16	15	14	7	16	1			12	5	8	1

6. パートタイマーの雇用状況について

(1) パート従業員を雇用している理由

(単位：事業所)

区 分		雇用量に弾力 性が持てる	人件費が割安 となる	単純作業が多 いため	季節的な繁忙 を補うため	人手が必要な 時間帯がある	一般労働者の 採用が困難	福利厚生費が かからない	その他
総 数		25	23	18	15	32	9	5	4
産 業 別	鉱 業					1			
	建 設 業	2	1	2	2	4			
	製 造 業	3	8	5	3	2	2	2	2
	電気・ガス・熱供 給・水道業		1	1					
	情報通信業								
	運 送 業	1	1	2	1	2	3		
	卸売・小売業	4	6	3	4	3	1	1	
	金融・保険業	1							
	不動産業						1		
	飲食店・宿泊業	5	3	3		9			
	医療・福祉	3	2			1	2	2	1
	教育・学習支援業	1			2	1			
	複合サービス事業	1	1	1		3			
	サービス業	4		1	3	6			1

(2) 職種別パートタイマーの雇用人数・平均年齢・平均賃金

(単位：人)

区 分		事 務 系						技 術 系						労 務 系					
		雇 用 人 数		平 均 年 齢		平 均 賃 金		雇 用 人 数		平 均 年 齢		平 均 賃 金		雇 用 人 数		平 均 年 齢		平 均 賃 金	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		30	53	62.2	53.6	1,058	1,050	62	112	50.2	52.6	1,095	1,078	90	206	50.7	57.0	1,088	1,066
産 業 別	鉱 業													3		75		1,200	
	建 設 業	1	3	50	46.7	1,200	993							1	2	24	70	960	1,255
	製 造 業	1	3	79	60.7	1,070	1,278	6	26	48.8	57.6	1,115	1,030	19	57	59.7	57.3	1,029	1,010
	電気・ガス・熱供給・水道業																		
	情報通信業																		
	運 送 業	19	10	61	58.5	1,131	1,110							10	4	53.8	51.8	1,368	1,203
	卸売・小売業		12		58		987		1		37		1,090	10	37	44.7	49.2	1,043	1,036
	金融・保険業		1		49		1,000												
	不動産業		1		60									1		65			
	飲食店・宿泊業	2	3	49	45.5	1,020	961	1	8	23	50		968	15	40	35.8	49.9	1,007	1,008
	医療・福祉	1	3	75	59	1,010	1,125	16	66	59.4	52.1	1,130	1,259	4	9	53.5	51.9	1,140	1,140
	教育・学習支援業	5	9	40.5	54	1,016	998	20	1	70	63	1,000	990	2	1	28	73	975	990
	複合サービス事業	1	5	81	49	960	983							10	36	51.2	59.2	973	978
	サービス業		3		49.7		1,067	19	10	50	55.8	1,133	1,129	15	20	66.5	50.5	1,180	975

(3) パートタイマー従業員の1週間の平均労働日数

(単位：事業所)

(4) パートタイマー従業員の平均日労働時間状況

(単位：事業所)

区 分		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日
総 数		1	10	21	17	39	7
産 業 別	鉱業				1		
	建設業		2	1	1	2	2
	製造業	1	1	3	5	9	
	電気・ガス・熱供給・水道業					1	
	情報通信業						
	運送業			4		1	1
	卸売・小売業		3	5	3	5	2
	金融・保険業					1	
	不動産業					1	
	飲食店・宿泊業		2	3	3	7	1
	医療・福祉			2	1	2	1
	教育・学習支援業			1		1	
	複合サービス事業				1	2	
	サービス業		2	2	2	7	

区 分		2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～8時間未満	8時間以上
総 数		0	17	28	16	29	3
産 業 別	鉱業					1	
	建設業		2	3	1	1	2
	製造業		3	5	1	11	
	電気・ガス・熱供給・水道業					1	
	情報通信業						
	運送業		1	1		4	
	卸売・小売業		2	5	6	4	
	金融・保険業						1
	不動産業				1		
	飲食店・宿泊業		5	6	3	1	
	医療・福祉			2	2	2	
	教育・学習支援業			1	1		
	複合サービス事業			2		1	
	サービス業		4	3	1	3	

(5) パートタイマー従業員の就業規則状況

(単位：事業所)

区 分		無	有	専 用 の 就 業 規 則	正社員の就 業規則適用	その都度必 要事項を決 定
総 数		34	49	28	17	15
産 業 別	鉱 業		1	1		
	建 設 業	5	4	1	1	3
	製 造 業	5	12	8	3	2
	電気・ガス・熱供 給・水道業	1				
	情報通信業					
	運 送 業	2	3	1	3	1
	卸売・小売業	7	8	2	4	3
	金融・保険業		1	1		
	不動産業					1
	飲食店・宿泊業	10	3	2	1	1
	医療・福祉	1	4	3	1	1
	教育・学習支援業		2	2		
	複合サービス事業		3	3		
	サービス業	3	8	4	4	3

(6) 労働条件明示状況

(単位：事業所)

区 分		書面を発 行	口頭で通 知	就業規則 提 示	何もして い な い
総 数		51	34	8	7
産 業 別	鉱 業	1			
	建 設 業	4	4		1
	製 造 業	13	6	1	1
	電気・ガス・熱供 給・水道業	1			
	情報通信業				
	運 送 業	5	1	1	
	卸売・小売業	7	9	3	
	金融・保険業	1			
	不動産業		1		
	飲食店・宿泊業	3	7		4
	医療・福祉	4	2	2	
	教育・学習支援業	2			
	複合サービス事業	3			
	サービス業	7	4	1	1

7. 外国人の雇用について

(1) 現在の雇用状況

(単位：人)

区分		雇用している			雇用なし
		一般雇用	技能実習	特定技能	
総 数		10	16	6	138
産 業 別	鉱 業				2
	建 設 業	2	8	2	24
	製 造 業	2			22
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業				1
	情報通信業	1			
	運 送 業	1			7
	卸売・小売業		3		27
	金融・保険業				3
	不動産業				2
	飲食店・宿泊業	2	2	1	12
	医療・福祉	1		3	5
	教育・学習支援業				2
	複合サービス事業		3		4
	サービス業	1			27

(2) 今後の雇用予定

(単位：事業所)

区 分		ある	ない	検討中
総 数		5	120	30
産 業 別	鉱 業		2	
	建 設 業	2	19	10
	製 造 業	1	20	5
	電気・ガス・熱 供給・水道業		1	
	情報通信業		1	
	運 送 業		6	3
	卸売・小売業	1	25	2
	金融・保険業		2	
	不動産業		2	
	飲食店・宿泊業		9	4
	医療・福祉	1	3	2
	教育・学習支援業		2	
	複合サービス事業		4	1
	サービス業		24	3

8. 働き方改革について

(1) 取組状況

(単位：事業所)

区 分		取り組んでいる	取り組む予定である	取り組む予定はない
総 数		96	31	41
産 業 別	鉱 業	1		1
	建 設 業	20	9	3
	製 造 業	22	4	4
	電気・ガス・熱供給・水道業			1
	情報通信業	1		
	運 送 業	5	4	1
	卸売・小売業	16	5	8
	金融・保険業	4		
	不動産業	1	1	1
	飲食店・宿泊業	2	4	7
	医療・福祉	4	1	2
	教育・学習支援業	1	1	
	複合サービス事業	5		1
	サービス業	14	2	12

(2) 取組内容、予定

(単位：事業所)

区 分		長時間労働の 是正	同一労働 同一賃金	在宅勤務 テレワーク	健康経営	副業・兼業の 承認	女性の登用	高齢者の登用	外国人の登用	育児・介護休 暇の取得促進	年次有給休暇 の取得促進
総 数		97	28	6	32	32	25	48	10	23	75
産 業 別	鉱 業	1			1					1	1
	建 設 業	25	4	1	4	4	5	10	3	6	13
	製 造 業	17	8	1	6	6	6	11	2	5	19
	電気・ガス・熱供給・水道業										
	情報通信業	1	1					1		1	1
	運 送 業	8	5		3	2	1	4	1	1	5
	卸売・小売業	15	2	2	9	6	3	7	1	3	7
	金融・保険業	2	1			2	1				1
	不動産業	2									
	飲食店・宿泊業	2	1		3	3	1	1			4
	医療・福祉	4	2		2	4		2	2	1	5
	教育・学習支援業	2		2		1		2		1	2
	複合サービス事業	4	2		2	1	3	2	1	2	5
	サービス業	14	2		2	3	5	8		2	12

9. 物価高・エネルギー高騰について

(1) 事業への影響について (単位：事業所)

区 分		大きな影響がある	多少影響がある	現在は影響ないが、今後影響が見込まれる	特に影響なし
総 数		105	69	1	1
業 別	鉱 業	2			
	建 設 業	22	10		1
	製 造 業	19	11		
	電気・ガス・熱供給・水道業	1			
	情報通信業		1		
	運 送 業	9	1		
	卸売・小売業	16	14	1	
	金融・保険業	1	1		
	不動産業	2	2		
	飲食店・宿泊業	13	5		
	医療・福祉	3	4		
	教育・学習支援業	1	1		
	複合サービス事業	3	2		
	サービス業	13	17		

(2) 商品・サービス価格への転嫁について (単位：事業所)

区 分		ほぼ転嫁できている	半分以上は転嫁できている	ほとんど転嫁できていない	検討中・取引先と交渉中	その他
総 数		27	54	68	19	0
業 別	鉱 業			1	1	
	建 設 業	4	14	7	5	
	製 造 業	8	9	8	6	2
	電気・ガス・熱供給・水道業		1			
	情報通信業	1				
	運 送 業	1	5	1	3	1
	卸売・小売業	6	11	13		
	金融・保険業			1		
	不動産業			3		
	飲食店・宿泊業	1	5	9	1	2
	医療・福祉			6		
	教育・学習支援業			2		
	複合サービス事業	1	2	1		
	サービス業	5	7	16	3	

(3) 対策への取組について

(単位：事業所)

区 分		原材料の見直し	人件費の見直し	営業時間の短縮	経費・残業の縮小	照明の間引き、消灯	LED照明への交換	PCなど電気機器の電源OFF	その他
総 数		58	13	32	50	25	41	13	14
業 別	鉱 業	1		1	1				
	建 設 業	16	4	2	14	3	4	2	1
	製 造 業	17	1	4	6	4	9	2	4
	電気・ガス・熱供給・水道業				1				
	情報通信業					1			
	運 送 業			3	5	1	1	1	1
	卸売・小売業	8	5	10	9	4	10	1	1
	金融・保険業				1	1			
	不動産業			2		1	1	1	1
	飲食店・宿泊業	10	1	3	2	1	5		3
	医療・福祉		1		2	1			1
	教育・学習支援業				1				
	複合サービス事業			1	2	1	3	1	
	サービス業	6	1	6	6	7	8	5	2

(4) 活用した、活用予定の道・国の支援策について

(単位：事業所)

区 分		中小企業総合振興資金	特別高圧緊急支援金	エネルギー環境整備助成金	デジタル技術導入補助金	経営安定専門家派遣	その他
総 数		11	1	9	6	1	10
産 業 別	鉱 業						
	建 設 業	4		4	3		2
	製 造 業	2	1	1	3		3
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業						
	運 送 業						2
	卸売・小売業	2		3			
	金融・保険業						
	不動産業						
	飲食店・宿泊業	2				1	
	医療・福祉						2
	教育・学習支援業						1
	複合サービス事業						
	サービス業	1		1			

10. 経営状況について(前年との比較)

(単位：事業所)

区 分		(1)売上高					(2)経常利益			(3)資金繰り		
		増加	(%位)	横 ばい	減 少	(%位)	増加	横 ばい	減 少	好 転	変 わ ら な い	悪 化
総 数		21	40.9	99	49	22.4	18	91	58	2	130	33
産 業 別	鉱 業			1	1	20		1	1			2
	建 設 業	2	40	20	8	44.4	3	18	9	1	26	3
	製 造 業	4	100	14	12	18.5	3	13	13		21	7
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	6				1				1	
	情報通信業			1					1		1	
	運 送 業	3	10.8	2	4	26.7	3	2	5		7	3
	卸売・小売業	2	10	19	8	14.3	2	17	7	1	21	4
	金融・保険業			2				2			2	
	不動産業			1		22		1	2		2	2
	飲食店・宿泊業	1		10	6	20	1	7	8		10	6
	医療・福祉	2	8	3	2		1	3	3		4	2
	教育・学習支援業	1	145	1				2			2	
	複合サービス事業			4	1			4	1		4	1
	サービス業	5	7.3	21	7	13.3	4	21	8		29	3

(4) 当面する経営上の問題点(3つまで選択)

(単位：事業所)

区 分		競争激化	売上不振	収益率低下	人件費増加	売上高回収難	設備過大	資金調達難	仕入価格上昇	金利負担	労働力過剰	人材不足	過大在庫	その他
総 数		18	52	50	60	4	3	6	92	5	0	68	4	8
産 業 別	鉱 業			2	2				2			1		
	建 設 業	3	5	5	11				17	1		21		
	製 造 業	2	14	7	8				17	1		14		1
	電気・ガス・熱供給・水道業		1											
	情報通信業				1				1					
	運 送 業	1	3	2	6				2			4		
	卸売・小売業	6	14	13	10	1	1	1	20	1		5	3	1
	金融・保険業											1		
	不動産業		1	2										1
	飲食店・宿泊業	3	6	7	5			1	12			8		1
	医療・福祉	1	1	1	2		1	1	3			3	1	1
	教育・学習支援業			1	2				1			1		
	複合サービス事業			2	2							3		2
	サービス業	2	7	8	11	3	1	3	17	2		7		1

(5) 今後の景気状況

(単位：事業所)

区 分		年内には 良くなる	来年までには良 くなる	今年度中には良 くなる	横ばいだろう	業績が上向いた まま推移	悪くなるだろう	その他
総 数		4	7	0	88	4	51	0
産 業 別	鉱 業				1		1	
	建 設 業		2		22		6	
	製 造 業	1	1		16	2	8	
	電気・ガス・熱供 給・水道業				1			
	情報通信業				1			
	運 送 業				6		4	
	卸売・小売業		2		5	1	17	
	金融・保険業				2			
	不動産業				2		2	
	飲食店・宿泊業	2			6		5	
	医療・福祉				3	1	2	
	教育・学習支援業	1			1			
	複合サービス事業				2		1	
	サービス業		2		20		5	

1 1. 設備投資状況について

(1) 令和6年度の設備投資状況 (単位：事業所)

区 分		設備投資		建物・構築物		機械・装置		設備投資額（万円）			
		無	有	新設	増設	機械の更新	製造の増ライン	建 物	構 築 物	機械・装置	そ の 他
総 数		108	43	3	4	23	4	9,600	1,950	27,671	6,105
産 業 別	鉱 業	1	1			1				300	
	建 設 業	22	8	1		5		2,000		7,008	19
	製 造 業	18	11	2	2	9	1	6,780	1,500	16,140	5,386
	電気・ガス・熱供給・水道業		1				1			1,300	
	情報通信業	1									
	運 送 業	9	1			1					
	卸売・小売業	18	6		1	3		500	150	1,150	
	金融・保険業	2									
	不 動 産 業	2									
	飲食店・宿泊業	11	3			2	1			670	500
	医療・福祉	3	3		1			20		600	200
	教育・学習支援業	2									
	複合サービス事業		3								
	サービス業	19	6			2	1	300	300	503	

(2) 令和7年度の設備投資予定

(単位：事業所)

区 分		設備投資		建物・構築物		機械・装置		設備投資額（万円）			
		無	有	新 設	増 設	機 械 の 更 新	製 造 の 増 設 ラ イ ン	建 物	構 築 物	機械・装置	そ の 他
総 数		112	27	4	1	13	0	15,000	0	12,700	3,500
産 業 別	鉱 業	1	1			1				300	
	建 設 業	25	3			2				4,000	
	製 造 業	16	8	1	1	6				3,500	3,000
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1									
	情報通信業	1									
	運 送 業	8	2			2				1,500	
	卸売・小売業	19	4	1		1		15,000		2,600	
	金融・保険業	2									
	不動産業	2									
	飲食店・宿泊業	10	2								500
	医療・福祉	4	2							500	
	教育・学習支援業	2									
	複合サービス事業	1	2	1							
	サービス業	20	3	1		1				300	

12. 今後期待する公的支援について

(単位：事業所)

区 分		売上減少への経 済支援	家賃等固定費への 経済支援	融資の充実	公共料金等の猶 予、分納	人材確保への支 援	支援策の情報提 供	大規模設備投資 への支援 (500万円以上)	小規模設備投資 への支援 (500万円以下)	その他
総 数		45	19	17	11	38	32	23	23	7
産 業 別	鉱 業					1	1			
	建 設 業	9	3	8		12	7	8	5	
	製 造 業	10	1	1		12	7	8	8	1
	電気・ガス・熱供 給・水道業									
	情報通信業									
	運 送 業	3	2	1	2	3	2	1		1
	卸売・小売業	10	4	3		2	6	2	2	
	金融・保険業		1			1				
	不動産業			1	1					1
	飲食店・宿泊業	7	3	1	5	3	3	1	2	1
	医療・福祉	1	1	1						
	教育・学習支援業				1					
	複合サービス事業				1					
	サービス業	5	4	1	1	4	6	3	6	3

13. 美唄市中小企業等振興補助金について

(1) 振興条例第4条に規定する補助金を知っていますか（単位：事業所）

区 分		知っている し、活用した ことがある	知っている が、活用した ことはない	知らない
総 数		18	62	76
産 業 別	鉱 業		1	1
	建 設 業	4	11	13
	製 造 業	5	12	11
	電気・ガス・熱 供給・水道業		1	
	情報通信業		1	
	運 送 業	2	5	3
	卸売・小売業	2	8	15
	金融・保険業		1	
	不動産業		1	3
	飲食店・宿泊業	3	4	8
	医療・福祉	1	1	4
	教育・学習支援業		1	1
	複合サービス事業		1	
	サービス業	1	14	17

(2) 今後活用したい補助メニュー

(単位：事業所)

区 分		商店街賑わい 創出	中心市街地空 き店舗等活用	中心市街地店 舗景観等改修	地域資源活用 型事業化実現	販路拡大	人材育成
総 数		40	9	15	10	12	23
産 業 別	鉱 業						1
	建 設 業		1	1			8
	製 造 業		1	2	4	5	5
	電気・ガス・熱供 給・水道業						
	情報通信業						
	運 送 業		1	1			2
	卸売・小売業	4	3	7	2	4	1
	金融・保険業						1
	不動産業						
	飲食店・宿泊業	1			1	2	
	医療・福祉	32					1
	教育・学習支援業		1	1			
	複合サービス事業	1					
	サービス業	2	2	3	3	1	4

参考資料

秘美唄市労働基本調査票

○この調査は、美唄市内の事業者における労働実態を把握し、労働行政上の基礎資料とすることを目的に実施するものです。
○美唄市内の事業所が対象です。市外の本店・支店は含めずに記入してください。
○市内に本社のほか営業所が複数ある場合は、それらを一括して集計し記入してください。
○設問に指示のない限り、令和6年8月31日現在で記入してください。
○設問が択一式の場合は、該当する番号に○、金額・人数・日数等は数字を記入してください。
○調査票に記入された情報はすべて統計的に処理し、他の目的には使用しません。
○調査結果については、個別に公表することは一切ありません。

事業所名		代表者名	
所在地	〒 - 美唄市	TEL - FAX -	(本社・本店所在地：市町村)
現地責任者 職・氏名		E-mail	

【業種】について記入してください。（日本標準産業分類大分類による）

D. 鉱業	E. 建設業	F. 製造業	G. 電気・ガス・熱供給・水道業	H. 情報通信業
I. 運輸業	J. 卸売・小売業	K. 金融・保険業	L. 不動産業	M. 飲食店・宿泊業
N. 医療・福祉	O. 教育・学習支援業	P. 複合サービス業	Q. サービス業（その他）	
（A. 農業 B. 林業 C. 漁業は本調査対象外のため除く）				

※多業種を営む場合は、主要な業種一つを選択してください。

1. 従業員について

(1) 従業員の内訳について記入してください。（役員は除く）

区 分								(人)
		19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計
正社員 ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()
パートタイマー ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()
正社員以外 (臨時・契約・季節等) ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()

【用語】	
パートタイマー	日・週・月の所定労働時間が正社員より短く、おおむね4分の3未満の方
臨時	一定の期間(1年未満)、臨時的に雇われる方
季節労働者	季節的要因による一時的な業務のため、臨時的に雇われる方
事務職	技術系、労務系以外に従事する方(一般事務・経理事務・営業・販売等)
技術職	資格を有する作業、または技術的訓練を基礎とした作業に従事する方 (運転士・大工・技能士・整備士・看護師・プログラマー等)
労務職	一般作業に従事する方(運搬・雑役・土工・清掃・警備等)

(2) 従業員の住所地と人数を記入してください。

① 美唄市内	人	② 美唄市外	人
--------	---	--------	---

(3) 過去1年間に従業員の増減はありましたか。増減があった場合、人数を記入してください。

① 増えた	男 女	人 人	② 減った	男 女	人 人	③ 増減はなかった
-------	--------	--------	-------	--------	--------	-----------

(4) 労働力(従業員)の過不足についてお答えください。

① 不足している	② 充足している (過不足なし)	③ 過剰である
----------	---------------------	---------

(5) (4)で「不足している」と回答した方にお聞きします。必要としている労働力についてお答えください。
(複数回答可)

① 正社員	② 契約社員	③ アルバイト	④ パート
⑤ 季節社員	⑥ 派遣社員	⑦ 外国人の活用	

(6) (4)で「不足している」と回答した方にお聞きします。必要としている職種についてお答えください。
(複数回答可) ※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 事務職	② 技術職	③ 労務職
④ その他 ()		

(7) 労働力不足に対する行政に求める支援策等に関してご意見があればご記入ください。

(8) 役職者について記入してください。(人)

	男	女
部長相当職以上 (役職等を含む)		
課長相当以上		
係長相当以上		

(9) 今後、女性管理職の増員や登用の予定について記入してください。

① ある	② ない	③ 検討中
------	------	-------

2. 正社員の労働状況について

(1) 正社員の職種別従業員数を記入してください。

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
従業員数						

(2) 今年度の新規学卒者の採用者数と次年度の採用予定者数を記入してください。

※令和6年4月の新規学卒者の採用者数（人）

※令和7年4月の新規学卒者の採用予定者数（人）

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
高校卒						
短大卒						
大学卒						
採用者数計						
採用なしの理由	①現状維持		②経営の合理化			
	③業績不振		④その他			

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
高校卒						
短大卒						
大学卒						
採用予定者数計						
採用予定なしの理由	①現状維持		②経営の合理化			
	③業績不振		④その他			

（専門学校等は短大に含めてください）

(3) 労働時間について記入してください。

(3) -1 1日の所定労働時間（休憩時間を除く）

① 7時間以下	② 7時間超 ～7時間30分	③ 7時間30分超 ～8時間以下	④ 8時間超
---------	-------------------	---------------------	--------

(3) -2 1週間の所定労働時間（※週によって労働時間が異なる場合は、4週間の平均を記入してください。）

① 38時間以下	② 38時間超 ～40時間以下	③ 40時間超
----------	--------------------	---------

(3) -3 所定外（時間外）労働時間（一人当たりの1ヶ月の平均）

① 10時間以下	② 10時間超 ～20時間以下	③ 20時間超 ～30時間以下	④ 30時間超 ～40時間以下
⑤ 40時間超 ～50時間以下	⑥ 50時間超		

(4) 休日・休暇について記入してください。

(4) -1 週休二日制の実施状況（複数ある場合は、主な職種で記入してください。）

① 完全週休 二日制	② 隔週週休 二日制	③ 月3回実施	④ 月2回実施
⑤ 月1回実施	⑥ その他 ()	⑦ 未実施	

(4) -2 1年間の従業員1人あたりの年次有給休暇の取得日数

① 5日未満	② 5日以上 ～10日未満	③ 10日以上
--------	------------------	---------

(4) -3 年次休暇の実施状況

1) 夏季休暇	無	有	(日/年) ①有給 ②一部有給 ③無給
2) 年末年始休暇	無	有	(日/年) ①有給 ②一部有給 ③無給
3) 育児休業制度	無	有	(日/年) ①有給 ②一部有給 ③無給
4) 介護休業制度	無	有	(日/年) ①有給 ②一部有給 ③無給

3. 正社員の賃金状況について

(1) 正社員の賃金状況について記入してください。

(円)

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
※ 社員の初任給（令和6年4月1日現在：採用が無かった場合でも記入してください。）						
高等学校卒業						
短期大学卒業						
大学卒業						
※ 社員の年齢別平均基本賃金（1人当たりの平均月額：手当は除いてください。）						
15歳～19歳						
20歳～29歳						
30歳～39歳						
40歳～49歳						
50歳～59歳						
60歳以上						

(2) 賃金の改定状況について記入してください。※令和5年度の実施状況でお答えください。

① 定期昇給のみ ② ベースアップのみ ③ 定期昇給とベースアップ ④ 引き上げなし

⑤ 引き下げ

(3) 正社員の各種手当支給状況について記入してください。

1) 夏季手当	無	有	①定率（ ケ月分） ②定額支給
2) 冬季手当	無	有	①定率（ ケ月分） ②定額支給
3) 決算手当	無	有	①定率（ ケ月分） ②定額支給
4) 冬季燃料手当	無	有	①定率（ ケ月分） ②定額支給
5) 扶養手当	無	有	①扶養人数により支給 ②定額支給
6) 通勤手当	無	有	①全額支給 ②定額支給 ③一部支給
7) 住宅手当	無	有	①全額支給 ②定額支給 ③一部支給

4. 定年・定年延長・再雇用・退職金制度について

(1)～(4)について記入してください。

(1) 定年制度	無	有	(歳)
(2) 定年延長	無	有	①実施予定（ 歳まで） ②検討中
(3) 再雇用	無	有	①嘱託採用(期間 年) ②臨時採用(期間 年)
(4) 退職金制度	無	有	①自社制度 ②中小企業退職金共済制度 ③建設業退職金共済制度 ④特定退職金共済制度 ⑤生命保険会社の企業年金 ⑥その他（ ）

※ 再雇用＝定年における退職者を再び雇用すること。

5. 保険・福利厚生制度について（複数回答可）

（1）～（2）について記入してください。

（1）保 険 制 度	無	有	①健康保険	②雇用保険	③労災保険
（2）福 利 厚 生 制 度	無	有	①住宅貸金貸付	②生活資金貸付	③福利厚生施設
			④慶弔見舞金給付	⑤レクリエーション	
			⑥被服・食事代助成	⑦その他（	）

6. パートタイマーの雇用状況について

（1）パート従業員を雇用している理由について記入してください。（2つまで）

※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 雇用に弾力性がある	② 人件費が割安となる	③ 単純作業が多いため	④ 季節的な繁忙を補うため
⑤ 人手が必要な時間帯がある	⑥ 一般労働者(正社員)の採用が困難	⑦ 福利厚生費がかからない	⑧ その他（

（2）パート従業員の職種別雇用人数・年齢・賃金について記入してください。

	事 務 職		技 術 職		労 務 職	
	男	女	男	女	男	女
雇 用 人 数	人	人	人	人	人	人
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
1 時 間 当 た り の 平 均 賃 金	円	円	円	円	円	円

（3）1 週間の平均労働日数について記入してください。

① 1日	② 2日	③ 3日	④ 4日	⑤ 5日	⑥ 6日
------	------	------	------	------	------

（4）1 日の平均労働時間について記入してください。

① 2時間未満	② 2～4時間未満	③ 4～5時間未満	④ 5～6時間未満
⑤ 6～8時間未満	⑥ 8時間以上		

（5）パート従業員の就業規則について記入してください。※有る場合、①～③の中から選択してください。

無	有	① 専用の就業規則	② 正社員の就業規則適用	③ その都度必要事項を決定
---	---	-----------	--------------	---------------

（6）パート従業員の労働条件明示状況について記入してください。

① 書面を発行	② 口頭で通知	③ 就業規則提示	④ 何もしていない
---------	---------	----------	-----------

7. 外国人の雇用について

(1) 外国人を雇用していますか。雇用している場合、人数と雇用形態を記入してください。

① 雇用している	人	一般雇用	人	② 雇用していない
		技能実習	人	
		特定技能	人	

(2) 今後、外国人を雇用する予定について記入してください。

① ある	② ない	③ 検討中
------	------	-------

(3) 雇用している、または雇用の予定がある、検討していると回答した方にお聞きします。
その理由をお答えください。
※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 人手不足解消	② 人件費抑制	③ 多様性による社内の活性化	④ 語学力の活用
⑤ その他 ()			

(4) 雇用する場合の課題で市から支援が必要なものをお答えください。
※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 日本語の習得	② 雇用方法の周知	③ 住居の確保	④ 家財道具の確保
⑤ その他 ()			

8. 働き方改革について

(1) 働き方改革の取り組み状況をお答えください。

① 取り組んでいる	② 取り組む予定である	③ 取り組む予定はない
-----------	-------------	-------------

(2) 上記(1)で①取り組んでいる、②取り組む予定である、と回答した方にお聞きします。
どのような取り組みをしていますか、また予定していますか。(複数回答可)
※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 長時間労働の是正	② 同一労働同一賃金	③ 在宅勤務 テレワークの導入	④ 健康経営の促進
⑤ 副業・兼業の承認	⑥ 女性の登用・活用の促進	⑦ 高齢者の登用・活用の促進	⑧ 外国人の登用・活用の促進
⑨ 年次有給休暇の取得促進			
⑩ 育児・介護休暇の取得促進			
⑪ その他 ()			

(1) 事業への影響についてお答えください。

(2) コスト上昇分に対する商品・サービス価格への転嫁についてお答えください。

(3) 対策への取組についてお答えください。

(4) 活用した、または活用予定の道や国の支援策についてお答えください。(複数回答可)

(5) 物価高・エネルギー高騰に対する行政に求める支援策等に関してご意見があればご記入ください。

7

10. 経営状況について

(1) ～ (5) について前年度(4月～8月)と比較してお答えください。

(1) 売上高（生産・完成工事高）	①増加（ %位） ②横ばい ③減少(%位)
(2) 経常利益（税引前利益）	①増加 ②横ばい ③減少
(3) 資 金 繰 り	①好転 ②変わらない ③悪化
(4) 当面する経営上の問題点 （3つまで選択してください）	① 競争激化 ② 売上不振 ③ 収益率低下 ④ 人件費増加 ⑤ 売上高回収難 ⑥ 設備過大 ⑦ 資金調達難 ⑧ 仕入価格上昇 ⑨ 金利負担 ⑩ 労働力過剰 ⑪ 人材不足 ⑫ 過大在庫 ⑬ その他（ ）
(5) 今後の景気状況	① 年内には良くなるだろう ② 来春までには良くなるだろう ③ 今年度中には良くなるだろう ④ 横ばいだろう ⑤ 業績が上向いたまま当分の間推移するだろう ⑥ 悪くなるだろう ⑦ その他（ ）

11. 設備投資についてお答えください。

(1) 令和6年度(令和6年4月～令和7年3月まで)の設備投資状況①～④についてお答えください。

① 設 備 投 資 （ 予 定 含 ）	無	有	建 物 ・ 構 築 物	㊦新設	①増設
			機 械 ・ 装 置	㊦機械の更新	①製造ラインの増設
② 設 備 投 資 （ 予 定 ） 額	建 物	万円	構 築 物	機 械 ・ 装 置	そ の 他
			万円	万円	万円
③ 工 期 ・ 設 置 時 期	令和 年 月 ～ 令和 年 月				
④ 設 備 内 容					

(2) 令和7年度以降の設備投資予定①～④についてお答えください。

① 設 備 投 資	無	有	建 物 ・ 構 築 物	㊦新設	①増設
			機 械 ・ 装 置	㊦機械の更新	①製造ラインの増設
② 設 備 投 資 予 定 額	建 物	万円	構 築 物	機 械 ・ 装 置	そ の 他
			万円	万円	万円
③ 工 期 ・ 設 置 予 定 時 期	令和 年 月 ～ 令和 年 月				
④ 設 備 内 容					

12. 公的支援について

今後期待する公的支援策についてお答えください。（複数回答可）

※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 売上減少への 経済支援	② 家賃等固定費 への 経済支援	③ 融資の拡充	④ 公共料金等の 猶予、分納
⑤ 人材確保への支援 (企業説明会の開催等)	⑥ 支援策の 情報提供	⑦ 大規模設備投資へ の支援 (500万円以上)	⑧ 小規模設備投資へ の支援 (500万円以下)
⑨ その他 ()			

13. 美唄市中小企業等振興補助金について

(1) 美唄市中小企業等振興条例第4条に規定する補助金についてご存じですか。

① 知っているし、活用したことがある ② 知っているが、活用したことはない ③ 知らない

(2) 今後活用したい補助メニューがあればお答えください。

※各補助メニューの詳細については市ホームページ参照(<https://www.city.bibai.hokkaido.jp/soshiki/13/11643.html>)

① 商店街賑わい創出事業 ② 中心市街地空き店舗等活用促進事業 ③ 中心市街地店舗景観等改修事業 ④ 地域資源活用型事業化実現事業

⑤ 販路拡大事業 ⑥ 人材育成事業

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、同封の返信用封筒で

令和6年9月13日（金）までに、

切手を貼らずに、ポストに投函してください。

後日、調査の取りまとめ結果をお知らせいたします。

【調査のお問い合わせ先】

美唄市經濟部經濟觀光課商工労働係 TEL：0126-63-0111

時間額960円から時間額1,010円に
引上げとなりました

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,010** 円

（効力発生年月日 令和6年10月1日）

○最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方は、北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。なお、令和6年10月1日から今年度の改定までの間、「鉄鋼業」で働く方を除き、北海道最低賃金（時間額1,010円）が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 TEL 011-709-2311（内線 3533）

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ・札幌中央 労働基準監督署 TEL 011-737-1191 | ・滝川 労働基準監督署 TEL 0125-24-7361 |
| ・札幌東 労働基準監督署 TEL 011-894-2815 | ・北見 労働基準監督署 TEL 0157-88-3983 |
| ・函館 労働基準監督署 TEL 0138-87-7605 | ・室蘭 労働基準監督署 TEL 0143-23-6131 |
| 江差駐在事務所 TEL 0139-52-1028 | ・釧路 労働基準監督署 TEL 0154-45-7835 |
| ・小樽 労働基準監督署 TEL 0134-33-7651 | ・名寄 労働基準監督署 TEL 01654-2-3186 |
| 倶知安支署 TEL 0136-22-0206 | ・留萌 労働基準監督署 TEL 0164-42-0463 |
| ・岩見沢 労働基準監督署 TEL 0126-22-4490 | ・稚内 労働基準監督署 TEL 0162-73-0777 |
| ・旭川 労働基準監督署 TEL 0166-99-4704 | ・浦河 労働基準監督署 TEL 0146-22-2113 |
| ・帯広 労働基準監督署 TEL 0155-97-1243 | ・苫小牧 労働基準監督署 TEL 0144-88-8899 |

「必ずチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,010 6. 10. 1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 1,048 6. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,100 6. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 1,049 6. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,040 6. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
 - ・賃金上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
 - ・賃金上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金 特設サイト

検索 ⇒



北海道労働局

検索 ⇒



賃金上げ特設ページ

検索 ⇒



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し 義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大 義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の 範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加 選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)の メニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・ 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・ 年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・ より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



Check! 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい *①～④のうち複数の措置を講じること

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

望ましい

* 情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと

* 情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

9 介護のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。



介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用ください。

①個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



②介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html



両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>



制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇
(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

(各選択肢の詳細)

- ① 始業時刻等の変更：次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しない)
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ② テレワーク等：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの
(ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④ 養育両立支援休暇の付与：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例：人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

* 家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外(育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など)にも定期的に面談を行うこと



個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

社内用アレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注: ①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

* 意向聴取の時期は、①、②のほか、
「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施すること

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例	
・ 勤務時間帯、勤務地にかかる配置 ・ 業務量の調整	・ 両立支援制度等の利用期間等の見直し ・ 労働条件の見直し 等

望ましい

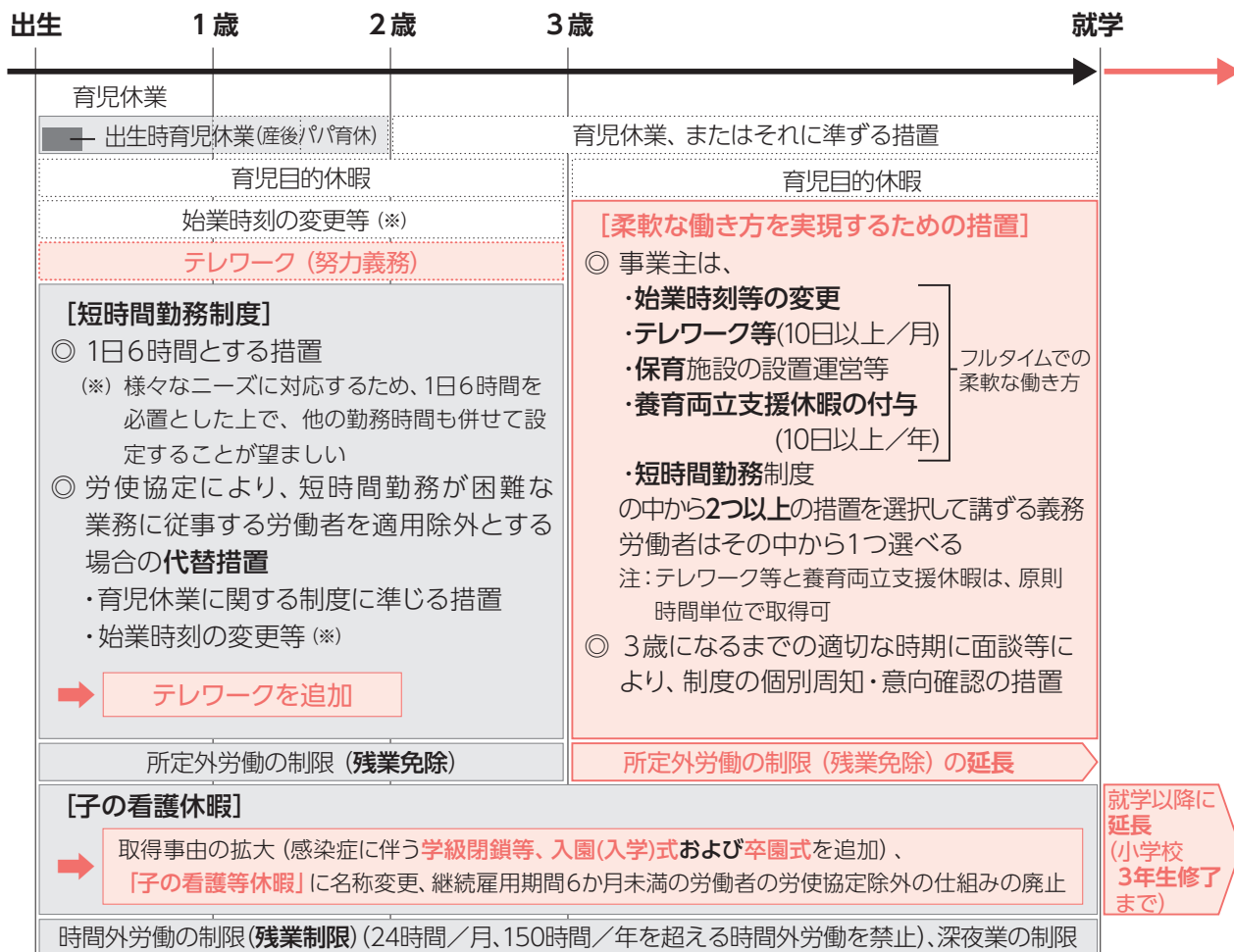
* 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること

* ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること



〈改正後の仕事と育児の両立イメージ〉

 : 見直し
 : 現行の措置義務
 : 現行の努力義務



※始業時刻の変更等:フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与



Check! 両立支援に取り組む事業主への助成金 【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。(令和7年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

育児・介護休業法に関するお問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

人材確保支援事業

人手不足が深刻な道内事業者が、求職者を雇用し、対象職種に31日以上在職させた場合、道内事業者及び就労者双方に支援金等を支給します。

制度の内容等



区分	支援内容	募集数
道内事業者	支援金 10万円 (+ 離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額をR6.12月就労分から3.5%以上増額させた場合は、10万円を加算) ※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。 ※加算金は、二つの要件を満たしても10万円となります。	200社
就労者	奨励金 10万円(+ 移動費 実費上限 10万円を加算) ※引越費用等は含みません。	300人

※勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請いたしても奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。
 ※同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。

対象職種 (第5回改定厚生労働省編職業分類による)

「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058その他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「072製品製造・加工処理工(食料品等)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

対象者

※申請期限は勤務初日から2ヶ月以内です

道内事業者	○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、下記の者を雇用した事業者
就労者	○離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日から同年7月30日までに、労働時間が週20時間以上かつ31日以上 ^の 在職実績がある方 ※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。



令和7年4月からの高年齢者雇用継続制度の変更点

1. 高年齢者雇用確保措置の経過措置の終了

高年齢者雇用安定法により、60歳から65歳までの雇用確保措置（①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、のいずれかの実施）が企業に義務づけられています。

継続雇用制度については、経過措置として、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていましたが、**令和7年3月31日をもって経過措置が終了**します。

令和7年4月1日以降も継続雇用制度を実施する場合は、解雇事由・退職事由に該当する場合を除き、希望者全員の継続雇用の実施が必要となります。

2. 雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給率の変更

高齢者雇用の進展に伴い、令和7年4月1日以降に60歳に達する日（その時点で被保険者期間が5年以下の方は、5年を満了日）を迎えた方について、**高年齢雇用継続給付※の支給率が最大10%に変更**になります。

※60歳以上65歳未満の労働者について、60歳以後の賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった場合に賃金の一定割合を支給し、雇用継続を図る制度。

各月の賃金の低下率	支給率
64%以下	各月の賃金の10%
64%超75%以下	各月の賃金の低下率に応じ、10%～0%
75%超	不支給

高年齢労働者の処遇改善に取り組む企業を支援しています！

高年齢労働者処遇改善促進助成金	
概要	60歳から64歳までの高年齢労働者に適用される賃金規定等を増額改定し、高年齢雇用継続基本給付金の受給総額を減少させた場合に、事業主に対して助成。
支給要件	- 全ての対象労働者の1時間当たりの賃金を60歳時点と比較し75%以上に増額していること。 - 賃金規定等の改定後の高年齢雇用継続基本給付金の総額が、賃金規定等の改定前よりも減少していること。 - 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。
助成額	高年齢雇用継続基本給付金の減少額の2/3（中小企業以外は1/2） ※100円未満切り捨て
助成期間	増額された賃金が支払われた月から6か月ごと最大4回（2年間）

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、佐賀労働局 職業対策課（☎0952-32-7173）までお問合せください。



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

